

---

---

平成30年大和町議会12月定例会議会議録

---

---

平成30年12月5日（水曜日）

---

---

応招議員（17名）

1番	千坂博行君	10番	今野善行君
2番	今野信一君	11番	藤巻博史君
3番	犬飼克子君	12番	平渡高志君
4番	馬場良勝君	13番	欠員
5番	槻田雅之君	14番	高平聡雄君
6番	門間浩宇君	15番	堀籠日出子君
7番	渡辺良雄君	16番	大須賀啓君
8番	千坂裕春君	17番	中川久男君
9番	浅野俊彦君	18番	馬場久雄君

---

---

出席議員（17名）

1番	千坂博行君	10番	今野善行君
2番	今野信一君	11番	藤巻博史君
3番	犬飼克子君	12番	平渡高志君
4番	馬場良勝君	14番	高平聡雄君
5番	槻田雅之君	15番	堀籠日出子君
6番	門間浩宇君	16番	大須賀啓君
7番	渡辺良雄君	17番	中川久男君
8番	千坂裕春君	18番	馬場久雄君
9番	浅野俊彦君		

---

欠席議員（0名）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	産業振興課長	文 屋 隆 義 君
副 町 長	浅 野 喜 高 君	都市建設課長	蜂 谷 俊 一 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	上下水道課長	熊 谷 実 君
代表監査委員	櫻 井 貴 子 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	三 浦 伸 博 君
総 務 課 長	後 藤 良 春 君	教育総務課長	小 川 晃 君
まちづくり 政 策 課 長	千 葉 正 義 君	生涯学習課長	櫻 井 和 彦 君
財 政 課 長	千 坂 俊 範 君	総 務 課 危 機 対 策 室 長	蜂 谷 祐 士 君
税 務 課 長	千 葉 喜 一 君	税 務 課 徴 収 対 策 室 長	遠 藤 秀 一 君
町民生活課長	村 田 良 昭 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 塚 弘 志 君
子 育 て 支 援 課 長	内 海 義 春 君	公 民 館 長	阿 部 昭 子 君
保健福祉課長	櫻 井 修 一 君		

事務局出席者

議会事務局長	浅 野 義 則	主 事	渡 邊 直 人
次 長	野 田 美 沙 子		

---

---

議事日程〔別紙〕

---

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

---

---

議 長 （馬場久雄君）

皆さん、おはようございます。

定刻前ではありますが、おそろいでございますので、ただいまから本会議を再開いたします。

会議に入る前に、ここで昨日の8番千坂裕春君の一般質問に対しまして町長より答弁があります。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

おはようございます。会議冒頭、時間をいただきましてありがとうございます。

きのう一般質問で千坂議員からご質問がありました45フィートコンテナ物流特区ルートについてでございます。

ルートにつきましては、有料道路、国道、県道、仙台市、岩沼市というルートがあるようでございまして、有料道路につきましては仙台東部道路が1路線、それから国道につきましては4号線と45号線の2路線、県道につきましては主要地方道路で10号線といたしまして塩釜亘理線、20号の仙台空港線、23号の仙台塩釜線、通称「産業道路」、それから一般県道で125号線の岩沼海浜緑地線の4路線になっております。

それから今度仙台市でございしますが、市道元寺小路福室（その4）線、あと福室線の（その4）と（その2）、それから卸町大和町の（その1）、原町岡田線の（その2）、（その3）、それから鶴ヶ谷仙台港の（その3）、六丁目新田線、卸町中央線の8路線になっております。

それから岩沼市の市道でございしますが、二の倉工業団地2号線、西大町線ということで2路線という路線になっておりまして、いずれも仙台港から仙南に向かって、どっちかというタイヤ関係の路線についての認可になっているようでございます。

なお、詳しい地図とか、もしご必要であれば、都市建設のほうで対応できますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。ありがとうございます。

議 長 （馬場久雄君）

以上で町長からの答弁を終わります。

本会議を再開します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

---

#### 日程第1「会議録署名議員の指名」

議長（馬場久雄君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、15番堀籠日出子さん及び16番大須賀 啓君を指名します。

---

---

#### 日程第2「一般質問」

議長（馬場久雄君）

日程第2、一般質問を行います。

きのうに引き続き、順番に発言を許します。

3番犬飼克子さん。

3番（犬飼克子君）

おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

まず1件目、幼児教育・保育の無償化に対する町の対応はについてでございます。

幼児教育の無償化について、消費税率引き上げ時の2019年10月1日からの実施が2018年6月15日閣議決定されました。

幼児教育無償化は、3歳から5歳児は全ての世帯が対象、ゼロ歳から2歳児は住民税非課税世帯を対象に無償化、保護者の就労などにより保育の必要性があると町から認定されれば、認可保育所や幼稚園の預かり保育の利用も対象となります。認可保育所に入れず、やむを得ず認可外などを利用するケースも無償化につながりますが、これを機にさらに質の高い幼児教育・保育の推進を図っていくべきと考え、以下の点について伺いたします。

1、幼児期は、能力開発、身体育成、人格の形成などにとって極めて大切な時期であり、この時期に幼児教育・保育の役割は重要であります。政策である幼児教育・保育の無償化の範囲はどうなっていますか。

2、今回の幼児教育・保育の無償化では、質の高い幼児教育・保育の推進について、認可外保育施設も保育の質を確保すべきと考えますが、どのような取り組みをしているのか。

3、幼児教育のさらなる質の向上を図るため、各施設等を巡回して助言を行う幼児教育アドバイザーの育成、配置をすべきと考えますが。

議 長 （馬場久雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、ただいまのご質問でございますが、幼児教育・保育の無償化は、生涯にわたります人格形成の基礎を培う幼児教育・保育の重要性や幼児教育・保育の負担軽減を図り、少子化対策の観点から取り組まれるものでございます。

経済財政運営と改革の基本方針2018におきまして、消費税率引き上げ時の2019年10月1日からの実施を目指すとして、具体的な手続につきましては現在検討が行われているところでございます。

初めに、幼児教育・保育の無償化の範囲についてでございます。

現在、国から示されている無償化の範囲につきましては、幼稚園、保育所、認定こども園を利用する3歳から5歳児の全ての子供たちの利用料が無償化されておりますが、子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園の利用料につきましては、月額2万5,700円を上限額として無償化としております。ただし、実費として徴収されます費用、例えば通園送迎費用、食材費用、行事参加費用などにつきましては、無償化の対象外となります。

また、地域型保育事業、これは小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業及び企業主導型保育事業、そして障害児通園施設を利用する子供たちの利用につきましても、無償化の対象となっております。

無償化の開始年齢につきましては、幼稚園につきましては満3歳、3歳になった日からでありまして、保育所につきましては3歳児クラス、3歳児になった後の最初の4月以降から無償化となっております。

また、認可外保育所施設等を利用する子供たちにつきましても、保育の必要性があると認定された3歳から5歳児の子供たちを対象として、月額3万7,000円を上限額として無償化としております。住民税非課税世帯につきましては、ゼロ歳から2歳児

についても3歳から5歳児までの無償化の考え方と同様に無償化とされ、認可外保育施設等を利用する子供たちにつきましては、月額4万2,000円を上限額として無償化となっております。

今後、国におきまして予算編成や国会審議等の過程を経て詳細な内容が決定されると思われますので、国からの通達に基づいた対応が必要になるものと考えております。

次に、認可外保育施設も保育の質を確保すべきではについてであります。無償化の対象となります認可外保育施設等は、児童福祉法に基づき都道府県等に届け出を行い、国が定める認可外保育施設の指導監督基準を満たすことが必要とされております。ただし、5年間の経過措置として、指導監督の基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする猶予期間が設けられることになっております。

認可外保育施設につきましては、適正な保育内容や保育環境を確保するため、国において指導監督基準を定めており、都道府県等に原則、年1回以上の立入検査を行うよう求めておまして、指導監督基準に適合していない施設につきましては、認可外保育施設に対する指導監督権限を持つ都道府県等が指導、助言を行うことにより改善を図ることとされております。

なお、国では、無償化に伴い無償化の給付を行う市町村の関与も必要と考え、市町村関与のあり方や指導監督基準の見直し等を含め、必要な対応について検討することとしており、今後国から示される対応を踏まえて対処してまいりたいと考えております。

次に、幼児教育アドバイザーの育成、配置についてであります。宮城県教育委員会におきまして幼児期の教育や保育の質を高めるため、園内研修等のサポートや幼児教育・保育相談等を行う幼児教育アドバイザーを県内の各幼稚園及び保育所並びに市町村等に派遣し、幼稚園教員や保育士等の資質の向上を図ることを目的とした幼児教育アドバイザー派遣事業を実施しております。

町では、町内の幼稚園及び保育園、認可外保育施設に対しましてこの事業の紹介を行うとともに、活用していただくよう周知に努めているところでございます。

以上です。

議長 (馬場久雄君)

犬飼克子さん。

3番 (犬飼克子君)

1番の幼児教育・保育の無償化の範囲に関しましては理解いたしました。この3歳から5歳は全ての世帯で、また、ゼロ歳から2歳児は住民税の非課税世帯、あと保護者の就労で町から認定されれば預かり保育も対象になると、また、認可外保育所に入らず認可外も無償化ということで、この点は理解をいたしました。

この利用する一人一人の状況が違いますので、相当この業務量が違うのではないかと、また、増大が見込まれるのではないかとと思うのですが、実施まで1年を切ってしまいましたが、余裕を持った準備ができるのかどうか、この点をお聞きしたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

業務量の増大ということですが、準備という意味でよろしいのでしょうか。（「はい」の声あり）そういうことですか。その辺につきましては、担当課長のほうからご説明申し上げます。

議 長 （馬場久雄君）

子育て支援課長内海義春君。

子育て支援課長（内海義春君）

無償化に対する対応についての準備ということでございます。今、国のほうでまだ正確には確定してはおりませんが、大体おおむねの方針的なものは示されている内容でございます。

国では、まず職員体制を当然整えなさいよということがまず1点。それから、予算についての考え方、それについても整理しなさいと。あと給付についての条例あるいは規則等の改正が当然ありますので、その辺についても検討を加えるようにと。あとは認可外等、今度、無償化も当然対象になりますので、その辺について確定したら速やかに周知するような準備作業を行うようにと。あと、もちろん支給、認定についてのボリュームが当然出ますので、システム改修等も当然ふえますので、それについての対応の準備をしなさいと。あと利用者、当然住民の方への周知を怠らないようにと。あと当然、周知についてはパンフレットあるいはホームページ、その辺についても確定したらということ。

ただ、実際準備が10月からということなので、まだ今、国のほうでもいろいろ動いている状況でございますので、それが確定次第、速やかに対応はさせていただきたいと思っております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

犬飼克子さん。

3 番 （犬飼克子君）

ありがとうございました。システム改修とか、あと利用者に周知をするということでホームページとかパンフレットで確定次第対応していただくということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

1 要旨目は理解いたしましたので、2 要旨目に入りたいと思ひます。

2 要旨目の質の確保の点でございますが、これは3 要旨目と一緒に質問させていただきたいと思ひます。

やはり認可外でもこの保育の質を確保すべきで、幼児教育アドバイザー派遣事業を町としても事業所に紹介をしているということでございましたが、この幼児教育アドバイザーの目的は、幼児期の教育や保育の質を高めるため、園内研修等のサポートや幼児教育・保育相談等を行う幼児教育アドバイザーを県内の各幼稚園及び保育所並びに市町村ごとに派遣して、幼稚園教員や保育士等の資質の向上を図るためのものがあります。幼児教育・保育の役割は、極めて重要な時期でありまして、無償化によってこの利用者が混乱しないように町としてもバックアップが必要と考えておりましたが、この辺をどのようにお考えでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

質の向上といひますか、その「質」といひ方も失礼かもしれませんが、その内容を充実させるということだといふふうにお思ひます。施設につきましても、また、その保育士さん、またかかわる方々、そういった方々のことについてそういったことありますが、今も先ほどいひましたけれども、そのアドバイザーシステムというものがあ

りまして、それは宮城県のほうでやっておりますけれども、県と町もそれを受けながらやっているところがございます。こういったことを充実させるということ、また、利用についてまた周知をもっと徹底させて10月までという、もうすぐやっても構わないものだと思いますけれども、そういったことをやっていかなければいけないと。

今回の無償化とかという問題ではなくて、これは常にということで前からあるシステムでございますので、こういったことはしっかりやっていかなければいけないというふうに思います。

議 長 （馬場久雄君）

犬飼克子さん。

3 番 （犬飼克子君）

来年の消費税が10%に上がるときに、幼児教育の無償化はとても大きな大事な施策と考えます。子育て世代のお母さん方の期待がとても高まっていますので、滞りなく進むことを期待いたしまして、次の質問に移らせていただきたいと思います。

次が、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援について。

国の指針として、子育て世代包括支援センター（ネウボラ）について、少子化社会対策大綱（平成27年3月20日閣議決定）及びまち・ひと・しごと創生総合戦略（平成27年12月24日）において、おおむね平成32年度末までに地域の実情等を踏まえながら全国展開を目指すこととされていますが、本町の進捗状況について、以下の点についてお伺いいたします。

1、子育て世代包括支援センター（ネウボラ）を設置し、子供及びその保護者等の身近な場所として、教育、保育、保健、その他の子育て支援の情報提供、必要に応じ相談、助言を行えるような事業を実施してはどうか。

2、産後鬱の予防や新生児への虐待予防を図る観点から、産婦健康診査事業を開始してはいかがでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、ただいまの妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援についてでご

ざいますが、本町におきましては妊婦や母子が孤立することなく、子供を安心して産み、育てることができる環境づくりに努めております。

母子保健事業の取り組みといたしましては、保健師及び栄養士等によります相談や家庭訪問、乳幼児健診、育児相談、新生児訪問及び乳児の全戸訪問事業の実施と保健推進員の皆さん等のご協力も得ながら地域で見守る体制を整えておるところでございます。特に母子健康手帳交付事業につきましては、保健師等の専門職が妊婦に個別に対応しており、妊娠、出産、育児に関する必要な情報を提供し、相談対応ができる大切な機会として捉えまして、その後の子育て期の継続支援の始まりと位置づけ、母子保健分野と子育て支援分野の両面から支援を実施しております。

また、妊産婦や乳幼児とその保護者で支援が必要と思われる方に対しましては、毎月、母子ケースカンファレンスを実施し、保健師及び助産師等の専門職により情報を共有し、適切な支援策を検討し、実施しているところでございます。

1 要旨目の子育て世代包括支援センターの設置の件でございますけれども、この子育て世代包括支援センターにつきましては、母子保健に関する専門的な支援機能及び子育て支援に関する支援機能を有することが前提となり、妊娠、出産、子育てに関する相談に応じ、必要に応じて個別に支援プランを策定し、保健、医療、福祉、教育等の地域の関係機関によります切れ目のない支援を行うことが求められております。

本町におきましては現在、保健福祉課と子育て支援課が役割を分担しておりますけれども、支援の切れ目を生じさせないためには母子保健施策や子育て支援施策の調整及びマネジメントする部署を明確に位置づけることが大切であり、本町の実情に応じた子育て世代包括支援センターの体制整備を検討してまいります。

続きまして、2 要旨目の産後鬱の予防や新生児への虐待予防を図る観点から、産婦健康診査事業を開始してはでございますが、産後鬱が深刻化いたしますと、育児放棄や虐待、そして自殺につながるおそれもあることから、不調の兆しを早期に発見し対処することが必要と考えられております。

産後健診につきましては、出産後の産婦が医療機関で健診を受け、母子の健康状態のスクリーニングを行っているものです。産後の入院期間の短縮も進んでおり、産後鬱、虐待予防、乳児の健やかな発達、障害の早期発見の観点から、産後1カ月の母子健診は重要な支援の場であることが期待されており、同時に健診の実施をするだけの場ではなく、健診後のフォローアップ体制が重要と考えておりますので、現在、実施医療機関との連携によりまして妊娠、出産の経過状況に鑑み、支援を要する妊婦や気になる産婦につきまして情報を共有して、保健師及び助産師が訪問し、産後鬱や虐待

予防の支援につなげているところでございます。

また、新生児訪問事業におきましては、E P D S、エジンバラ産後鬱病質問票を取り入れまして、支援が必要と思われる産婦へ継続訪問を実施しておりますことから、今後も継続して産後鬱や虐待予防に引き続き取り組んでまいります。

以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

犬飼克子さん。

3 番 （犬飼克子君）

再質問をさせていただきます。

今、本町では、きのうも何度もありましたけれども、町当局や、また、執行部の皆様のご尽力で、大企業の進出により県外から移り住んでいただく方も多くいらっしゃるというお話もありました。

ここに宮城県の特殊出生率の出生数の資料があるんですが、合計特殊出生率なんです、人口統計上の指標で1人の女性が出産可能とされる15歳から49歳までに産む子供の数の平均を示した数値であります。この指標によって異なる時代、異なる集団間の出生による人口の自然増減を比較評価することができます。平成29年度、平成28年度、平成27年度の資料があるんですが、平成29年度は宮城県は全国44位、下から3番目の低い出生数でありました。県が1.31、全国平均が1.43なので、0.2低くなっています。平成28年度も全国45位、平成27年度も全国44位の出生率です。大和町はといいますと、大和町の出生率は1.55なので、宮城県や全国平均よりも上回っております。

県外からの移住を初め、核家族化による子育ての孤立化と負担感の増加等により、妊娠、出産から子育て期、特に3歳までに切れ目のない支援が必要と考えられております。現在のライフスタイルとか社会状況の中で、特にこの支援が必要と考えられる保護者にはひとり親とか、また、若年の若いお母さん、若年親、また、事実婚、あと里親とかもあります。また、支援のニーズが顕在化していないこういう方々の継続的な支援が必要と考えますが、この点はいかがでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

合計出生率が高いということで、大和町は全国でも1位ぐらいになったときもあるんですね。それで、おかげさまでそういった方々、若い方が大和町に住んでいただけているという状況だというふうに思っております。そのことについては大変すばらしいことだなと思っておりますし、おっしゃるとおり、そういったケアといえますか、そういったものにつまましてはしっかりやっていかなければいけないということです。

企業の進出でこちらに来られますので、お話がありましたけれども、要するに家族、おじいちゃん、おばあちゃんとかと一緒にいないとか、あるいは友達も隣近所の付き合いがまだ短いとか、そういったことがあって孤立化ということもあろうというふうに思いますので、そういったものに対するケアということの大切さは十分認識しております。

ですから、ですからということでもないんですが、先ほど申し上げたような取り組みを進めて、そういった少しでも不安のない安心した環境での子育てあるいは出産といたしますか、そういったことができるように応援をしていきたいというふうに思っております。

議 長 （馬場久雄君）

犬飼克子さん。

3 番 （犬飼克子君）

少子高齢化が進む中で子育て環境が大きく変化しており、家族だけでは子供の教育や子育てを支えることができなくなっている現状であります。行政による福祉を軸として、社会全体で困難な状況にある家族を守りながら、未来ある子供の教育や子育てを支えていかなければならない時代であると思っております。

常任委員会におきまして高齢者、障害者、あと子育てに対して包括的に取り組みを進める説明をいただきましたが、やはりこの子育て世代、この包括支援センターが妊娠から出産、育児までで困っている若いお母さん方の助言の場、ネウボラとも言われておりますが、使っていただけるような、いつときも早く10年計画を進めるというお話がありました。いつときも早くこの軌道に乗せられるように進めていくことが大事と考えますが、この点はいかがでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

そういったことは大切なことだというふうに思っております。いっときも早くということでございますけれども、そういったものにつきましてはスピーディーにやっていくということ、先ほども申しましたけれども、町では今、保健福祉と子育て支援のほうで対応しているわけでございますけれども、こういったものについて町の実情に応じた形でのセンターの体制の整備、こういったものを検討しているところでございますので、おっしゃるとおりスピーディーな感覚で、これは今全てがそういう形になっておりまして、おっしゃるとおり高齢化の方々あるいはそういった子育て支援、そういったものについても行政あるいはみんなで行っていかうという、包括的な応援体制で行っていかうというのが、これが国の大きな考え方でございます。みんな、そういったものに対して、高齢者に対してのセンターの対応とか子供についての対応とか、そういったことを今、鋭意努力して進めておりますので、議員皆様方のご協力もよろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 （馬場久雄君）

犬飼克子さん。

3 番 （犬飼克子君）

スピーディーにやっていくというご回答をいただきましたので、期待をさせていただきます。

次の質問に入ります。産婦健診についてでございます。

この産後鬱とは、母親が出産後、育児への不安や負担によって精神的に不安定になることであります。深刻化すれば乳幼児の虐待や育児放棄などにつながるため、不調の兆しを早目に見つけ、また、適切なケアをすることが重要となります。産後鬱で、おとしまでの2年間で、全国で何と92人がみずから命を絶ったということでもあります。出産後1年未満の母親であります。専門家が異常事態と警鐘を鳴らしております。出産後すぐの1カ月で10人が亡くなって、その後も続き、9カ月で13人など、1年を通してみずから命を絶ったということになります。早急な対策が必要だと専門家は指摘をしております。

産後の鬱は、体調や生活リズムなどが大きく変化することなどで起きるとされてい

ます。そうした産後鬱は出産した母親の10人に1人の割合であらわれるとされております。子育てを母親ひとりで行わざるを得ない、いわゆるワンオペ育児など、家族などの周囲のサポートの不足などもあると指摘をされています。症状が重くなると自殺のおそれがあります。そして、将来的な育児放棄や虐待にもつながることが指摘されるなど、深刻な問題を引き起こすケースもあります。このような状況をどのようにお考えになりますか。

議 長 （馬場久雄君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）  
そういった状況が今ふえてきているというのは非常に残念なことだというふうに思います。そういったことがないように地域あるいは行政がみんなでカバーといいますか、応援をしながらやっていくことが大切だというふうに思っております。  
そういったことで、先ほど申し上げましたけれども、町としましてもそういった医療機関と連携をしながら、気になる方々についての訪問看護等々をしておりますし、EPDSですか、そういったものも使いながら取り組んでおるところでございます。

議 長 （馬場久雄君）  
犬飼克子さん。

3 番 （犬飼克子君）  
国は、昨年度から出産した母親の産後鬱などを早くに見つけ、ケアにつなげるための健診に係る費用を助成する制度を新たに始めました。これまで出産後は、赤ちゃんを調べる制度はありましたが、出産後の母親の体や心の状態を調べる国の制度はありませんでした。町として、先ほどそういうものを進めておるとい話がありましたが、本町においてこの出産後の支援が必要な方はどれくらい昨年はいましたか。

議 長 （馬場久雄君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

その支援の必要な方の人数につきましては、担当課長のほうからご報告いたします。

議 長 （馬場久雄君）

保健福祉課長櫻井修一君。

保健福祉課長（櫻井修一君）

そのケースのことなのですが、そのケースにつきましてはまだ詳細にちょっと数字は持っておりませんが、先ほどお話がありました産後のエジンバラ産後鬱病質問票、これにつきまして調査をしております。それにつきましては新生児訪問の際にお母さんの産婦さんも健診するというので、その際に問診とエジンバラ産後鬱病質問票を行いました。その際、町のほうでは100件ほど実施しておりますが、その質問票にちょっとひっかかった方は今のところ昨年ですと8人ございました。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 （馬場久雄君）

犬飼克子さん。

3 番 （犬飼克子君）

8人がその対象になったということで、しっかりその対応も進めていただきたいと思えます。

神奈川県座間市では、8月からこの制度を使って出産後2週間と1カ月に1回当たり5,000円を上限に無料の健診が受けられるようになりました。この健診のポイントは、心の負担を見抜くことでもあります。産後の鬱のママは、自分から助けてくださいと手を挙げる人は多くはありません。むしろ助けを求める人は少数と専門家は指摘をしております。こういった産後鬱を含めた産婦健診はとても重要であると思えます。本町でもこのような早急な産婦健診事業を考えるときではないかと思えますが、町長の所感をもう一度伺いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

健診ということのお話でございました。繰り返しになりますけれども、今そういった、先ほどあったような訪問をいたしまして、そしてそういったケースがあった場合には、医療機関と連携をしながら、現在も保健師さんあるいは助産師さん等々、そういった方々と連携をとって対応しているということでございます。その対応と健診とでどっちがいいとかという話ではないんですけれども、そういった対応を町では今やっているところでございます。

健診等につきましては、どういったあれがあるのか、そういったことをいろいろ研究してもしてみたいというふうに思います。

議長 （馬場久雄君）

犬飼克子さん。

3番 （犬飼克子君）

研究をしてみたいと前向きな答弁と捉えて、大事な問題でありますので前向きな検討をよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、3件目の質問に入らせていただきます。ご当地オリジナル婚姻届についてであります。

株式会社リクルートマーケティングパートナーズが企画制作する結婚情報サービス「ゼクシィ」は、リクルートブライダル総研が展開する「幸せ応援地域プロジェクト」と協働し、宮城県とコラボレーションした「ご当地婚姻届」をダウンロードできるサービスを9月3日からスタートいたしました。

婚姻届は、提出用と2人の手元に残せる記念用があります。宮城県のデザインは、日本三景の松島、栗駒山、蔵王のお釜、鳴子峡の山々や名温泉など、豊かな自然、歴史、伝統を感じるものであります。本町にもほかの市町村に負けない自然や「殿、利息でござる」などの歴史もあります。本町でもご当地婚姻届を作成し、ご当地婚の活性化や結婚に対する機運を高めて地域活性につなげていけるよう、以下の点についてお伺ひいたします。

1、人口減少や少子化対策、結婚を通じた産業の活性化に、本町でもご当地婚姻届を作成してはどうでしょうか。

2、届け出をしに役場に来たとき、記念撮影ができるように撮影用のボード、今はパネルとも言われるそうですけれども、このようなものを設置してはどうでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、ただいまのご当地の婚姻届ですが、県内の一部の市町におきまして作成して実施しているということは承知しておりました。昨年、大和町に婚姻届を提出された件数は331件でございました。そのうちデザインによります婚姻届、キャラクターなどですが、この婚姻届の件数は1割弱の届け出となっております。

現在、大和町で使用しております婚姻届は、戸籍法に示されています市販の用紙を使用しているところでございます。県内でオリジナルの婚姻届を作成しているのは5市町でございまして、そのうちお二人の手元に残る記念用を作成しているのは1町のみでございます。

届出書は長年の保管期間を要することや、ことしの5月22日の読売新聞掲載記事によりますと、絵柄を描いたデザイン婚姻届け出に規制がかけられると報じられております。報道の内容は、文字の電子化で記入欄に絵柄があると文字と絵柄の区別ができなくなるため、正確な文字入力が行われないおそれがあるとのことでもございました。そのため、2019年の通常国会でも戸籍法改正案を提出する方針があるとの情報もございまして、戸籍を管理する法務局でも情報が錯綜しておるようでもございます。

大和町におきましてのオリジナル婚姻届け出につきましては、近隣市町村の動向や電子化に伴う情報等を把握し、精査してまいりたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

また、記念にオリジナル用紙での届け出を行いたい等の相談を受けた場合には、宮城県版のご当地婚姻届をダウンロードしたり、市販されているデザインの婚姻届を紹介してまいりたいと思っております。

続いて、撮影用のボードの設置でございますが、窓口で婚姻届を提出する際、記念撮影を希望される方が年に1組から2組程度でございますが、現時点でのボードの設置については考えておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

議 長 （馬場久雄君）

犬飼克子さん。

3 番 (犬飼克子君)

電子化で記入欄に絵柄があると文字と絵柄の区別ができなくなるため、電子化になるともっとよくなるのかなと思いましたが、残念だと思います。

実は多賀城市の利用状況を聞いてきました。多賀城市ではことしの6月からオリジナル婚姻届を始めたそうであります。20代の若いカップルからとても喜んでいただいているそうです。複写式ではないので、提出したら手元に残らないので、1部を提出して、もう1部は2人の記念に残すように2部欲しいと言う人もいるそうです。ごくまれに普通の婚姻届でいいという人もいるそうですが、ほとんどの人から大好評ということでありました。市販されているものだったり、オリジナルの好きのところ、全国の好きのところのダウンロードができますし、結婚に関する情報誌にも付録としてついているようなものもあるそうであります。

町としましてはホームページや宮城県版のご当地婚姻届を勧めるということでございましたので、県のホームページや大和の広報に掲載して、ぜひこれをアピールして使っていただくようにしてはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

広報にアピールということでございますけれども、基本的に婚姻届というのは出すわけですね。ですから、そのご当地でもそれは役所に出すことで、自分のところに戻ってくるものではないのが原則です。それで、自分のところに残したい場合には、おっしゃるとおり、もう1枚自分でとって帰って持っているという形になると思います。ですから、誤解されると困るのは、そういったものが証明書として役所から返ってくるよというものではないということなので、そこをまずご理解いただかなければならないんだろうなと思っています。

提出するに当たって、そういったご当地のもので役場に出して気持ちが和むというか、そういった気持ちについてはわからないわけではありませんが、そういうものがありますので、婚姻届というのは出して返ってくるものではないということを経前に考えなければいけないなというふうに思っております。

あとは自分で書いて自分で持っているという形になりますので、そういったことの記念にという方もおいででしょうから、いろいろな方がおいでだと思いますが、基本

はそういうことでございます。

それから、町のほうで広報ということですが、これにつきましては広報というよりも、その問い合わせがあった場合には先ほどのお知らせをしているということも申し上げました。これは県全体でいろいろな人がやっているということ、各市町独自のものをやっている方についてはそういうことになるかもしれませんが、県でやっているものについて町としてこういうこともありますと、何かの機会、記事の一部等がそういったところの紹介ということはあると思いますが、こういうものがありますから皆さんどうぞ、町が推薦しますというような広報の仕方はちょっと難しいのではないかとこのように思います。

議長 (馬場久雄君)

犬飼克子さん。

3番 (犬飼克子君)

その点は理解をいたしました。

中には旅行しながら提出のために来訪して婚姻届を出す人もいます。実は、うちの息子の友達も周囲にはないしよで、旅行に行った旅先で入籍して、婚姻届を2人で持って入籍しましたと写真を撮って、LINEで親に結婚報告をしたそうでもあります。何も聞いていない親は腰が抜けるくらいびっくりしたそうでもあります。今の時代なんだなと話を聞きました。

日本で婚姻届を提出するカップルは、2016年で62万組だそうです。宮城県では1万1,000組、先ほどの多賀城では342組、大和町ではここに331組とありましたが、多賀城とそんなに変わらないんだなと思いました。同じくらいこの大和町も出しているんだなと感じました。

次に、2件目の撮影ボードの件について質問をさせていただきます。

今や、先ほどのLINEじゃないんですけども、若者はインスタ映えが大好きです。ぜひこのインスタ映えするような、若い方がなかなか結婚に踏み切れなかったり、本町では婚活ツアーを活発に盛んにやっていますが、結婚に弾みがつくのではないかと考えます。さらに企業の進出によります、きのうも1,100人が岩手と宮城に移動するという話がありましたが、その方々の定住促進にもつながり、「殿、利息でござる」の歴史ある町という部分で、婚姻届を出してその後、記念撮影、町では1組か2組しかいないと、写真でしたか、ありましたけれども、逆に1組か2組、写真

を撮る人もいるのかなど。あのしんとした役場の中で撮る人もいるんだなと思いましたので、ぜひ婚姻届を出してその後、記念撮影のインスタ映えするような、そんなに大きくなくてもいいので、小さくてもいいので大和町の歴史や文化をボードまたは今はパネルと言うそうですが、パネルにしてSNSに投稿してもらって、町を宣伝してもらえるようなものがあればいいと思いますが、この点はいかがでしょう。

議 長 （馬場久雄君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）  
宣伝してもらうことは大変結構なことだというふうに思います。どういった方法で宣伝するかということだというふうに思っています。また、受付にはいろいろな方が来られますので、いろいろなことも考えなければいけないのではないかなというふうに思います。

議 長 （馬場久雄君）  
犬飼克子さん。

3 番 （犬飼克子君）  
こういう一つ一つのことから大和町に愛着を持っていただけるように、また、町民の皆様喜んでもらえることが大事だと思います。大和町に移り住んだ人たちが、また、昔から住んでいる人たちも大和町を誇りに思ってもらえるような町にさらになっただけのように願ひまして、質問を終わらせていただきます。

議 長 （馬場久雄君）  
以上で犬飼克子さんの一般質問を終わります。  
続きまして、10番今野善行君。

1 0 番 （今野善行君）  
それでは、議長のお許しをいただきまして2問4要旨について質問させていただきます。  
まず第1点目であります、農地取得の下限面積の弾力的運用の検討をということ

であります。

本町のまち・ひと・しごと総合戦略は、第4次総合計画と並行して積極的に実施していくとして策定されました。本町の人口は増加傾向にあります。平成35年度の人口フレーム達成に向けた子育て支援事業や移住・定住、空き家バンクなどが掲げられ、実施に向けた取り組みが進んでいる状況にあります。しかし、人口は平成29年度比で10月末のデータですけれども、減少に転じました。

このような現状を踏まえ、今後の人口増加対策に絡んで質問させていただきたいと思っております。

まず1点、総合戦略に係る一環として空き家対策について、人口減少が顕著な旧村地域における空き家の現状を把握しているか。

2点目、最近の調査では、20代、30代、40代の農山漁村への定住願望者がふえていくとの調査結果もあります。旧村地域には家屋と農地がついている状況もありますが、このような空き家の取得希望者がいた場合、農地法による50アールという下限面積制限があり、移住・定住の妨げになるというふうに思われますが、この下限面積の見直しを検討すべきと考えるが、所見を伺いたいと思っております。

以上です。お願いします。

議 長 （馬場久雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

初めに、人口減少が顕著な旧村地域における空き家の現状の把握についてございました。

現状につきましては、9月定例議会での質問にお答えした後に2軒の空き家を確認しておりまして、町全体で空き家の把握件数136戸となっております。このうち旧村地域では70戸でございます。その内訳につきましては、宮床地区で19戸、吉田地区で17戸、鶴巣地区では18戸、落合地区では16戸となっております。

次に、農地法で制限している下限面積の見直し検討ということでございますが、ご指摘がありましたけれども、農地法第3条第2項第5号によりまして、農地に係る権利を取得する際、耕作の事業に供すべき面積の合計が50アール以上であることと規定されております。また、同法施行規則第17条第1項第2号におきましては、別段の面積の基準として、農業委員会が10アール以上の面積で別段の面積を定めることができ

ると規定されております。

平成30年8月31日現在で県内におきましては14市町が設定しておりますが、うち全域設定が9市町、旧町村体など地域限定としているのが3市町、空き家に附属した農地に限るとしているのが2市町という状況となっております。

平成28年4月に改正農業委員会等に関する法律が施行されまして、農地等の利用の最適化として、1つには担い手への農地利用の集積・集約化、2つには耕作放棄地の発生防止解消、3つ目には新規参入の促進が農業委員会の必須業務として位置づけられました。別段の面積を設定した場合、小面積での安易な農地取得も可能になることにより、担い手への集積、集約に影響すること及び耕作放棄地の発生につながることも考えられるため、別段の面積を設定するには慎重な検討が必要であると考えております。また、農業委員会においても、別段の面積設定に係る件につきまして意見交換がなされていると聞いております。

本町におきましては、この5年間に相談のあった50アール以下での空き家住宅に附属した農地の権利取得にかかわる該当案件につきましては町内の方の2件ですが、1件は資材置き場への転用、1件は宅地のり面の一部のため、そのままとなっております。

別段の面積設定につきましては、今後、空き家バンクの活用も含めたまちづくりの一環として取り組めないか、農業委員会と協議を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（馬場久雄君）

質問の途中ですが、ここで暫時休憩をしたいと思います。

10分程度の休憩をしまして、開始は11時5分からとしたいと思います。よろしくお願いたします。

午前10時56分 休憩

午前11時07分 再開

議長（馬場久雄君）

再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。10番今野善行君。

1 0 番 (今野善行君)

それでは、再質問をさせていただきたいと思います。

まず今回の内容については、いわゆる今回、総合戦略の絡み、それから第4次総合計画との兼ね合いを含めて質問させていただいております。

それに関連しまして、まず人口の動態でありますけれども、先ほども申しあげましたように平成29年比だけで見ますと、毎年、暦年でとっているようではありますが、12月末で戸数では92戸増加しております。それから、人口が160人減少しております。ここ5年ほどの状況を見ますと、平成28年度までは3桁でそれこそ増加してきていたので、平成28年度になって増加数が11人に減少と言うとあれですけども、11人になったと。この平成30年11月末のデータでいきますと、去年の12月末と比較しまして160人減少ということで、いわゆる人口減のほうに転じてきているという状況があります。

これらの要因といたしますか、この状況についてどういうふうにお考えになっているでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

人口の減ということでございますけれども、人口につきましては企業の進出、新しい企業が来られた段階で非常に3桁とか、そういった伸びがあったところがございます。そういった状況でずっと伸びてきたところがございますが、一つには企業の進出が一旦落ちついている状況ということが挙げられるというふうに思います。それで今、各企業でも従業員の方がなかなか集まらないということでありまして、他市町村からという形の増加がふえてきているということもあるというふうに思っています。

定住という意味につきましては、今落ちついたといたしますか、ある程度販売するところも、例えば区画整理も終わってきたということもありますので、爆発的なふえということはないのですが、毎月少し出たり入ったりということで、今月はちょっとふえたんでしたかね、1カ月の動きでそういった動きになっています。

これから今後新しい企業といたしますか、トヨタさん等々の大きな動きの中ではまた数字が動くというふうに思っておりますが、通常の動きの中では何といたしますか、ど

んどんふえるとかそういうことではなく、大体行ったり来たりというような形の状況になってくるのではないかというふうに思っております。

議 長 （馬場久雄君）  
今野善行君。

1 0 番 （今野善行君）

どうしてもそういう企業絡みでいきますと社会現象による増減といたしますか、そういうものは避けられない部分があるんだろうというふうに思います。そういう人口増加といたしますか、その施策として総合戦略が一つ策定されたというふうに思うんですが、いわゆる総合戦略の中ではこの空き家バンクの事業とか、それから移住・定住、子育て支援というような、あと親子3世代同居ですか、そういう支援事業に取り組むということでの取り組みを始めている状況にあるわけでありまして。

そういう中で、特にそうなんですが、空き家バンク絡みを含めましてこの新たな事業に関連して、旧村地域におけるその動きといたしますか利用状況、その辺、事業の利用とか、事業を使っている状況について実績があればお伺いしたいというふうに思います。

議 長 （馬場久雄君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ただいまのご質問は、旧町村という言い方はおかしいですけれども、に対しては新しい企業が来たかというご質問というふうに……（「ではなくて、旧村地域による総合戦略で掲げる空き家バンク事業とか、あるいは移住・定住、子育て支援についてはまたあれですけれども、そういう状況、あと親子3世帯同居の実績など」の声あり）実績という意味で……（「実績を」の声あり）実績ですか。実績につきましては、それぞれの担当課から。

議 長 （馬場久雄君）  
まちづくり政策課長千葉正義君。

まちづくり政策課長（千葉正義君）

それでは、今野議員のご質問にお答えします。

まず空き家バンクにつきましては、現在ホームページ上で確認もできますが、4件の登録がされております。内訳としましては、吉岡地区が2件、小野地区が1件、吉田地区が1件となっております。本年度、空き家バンクに登録していた物件が、吉岡地区ですけれども1件成立して、賃貸の契約まで行った状況でございます。

それ以外の移住・定住応援事業、3世代同居応援事業につきましては、済みません、持ち合わせの資料を今用意しておりませんでしたので、休憩を挟んだ後ほど説明したいと思います。申しわけございません。以上でございます。

議 長（馬場久雄君）

今野善行君。

1 0 番（今野善行君）

空き家バンクについてはホームページ上で私も確認させていただきまして、6件になっていたと。その中で1件成立したというのは把握したところであります。そのほかに移住のケースもあるのではないかなというふうに思いますし、それから親子3世代同居支援事業ですか、この辺もちょっと考える事業ではないかなというふうに思いますので、これは後ほどまた報告をいただくということをお願いしたいというふうに思います。

それから、以前いわゆる空き家にかかわる質問をしたときに、空き家の状況について、そのとき町長の答弁では、今回の答弁にもありますけれども、再調査するという回答をいただいております。その再調査の進捗状況がどういう状況なのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

議 長（馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長（浅野 元君）

では、調査の状況につきましては課長から。

議 長（馬場久雄君）

まちづくり政策課長千葉正義君。

まちづくり政策課長（千葉正義君）

それでは、今野議員の空き家の調査の状況についてご説明させていただきます。現在、回答の中にもありました136軒の空き家の状況を把握しておりますので、そちらについて区長を通じまして、現在の136軒の空き家として把握した部分が引き続き空き家の状態なのか、もう第三者の方に転売されて空き家ではないのか、そういう部分をまず区長に依頼しまして確認する準備を今進めているところでございます。その区長からの報告をもとに、その空き家の所有者を再度確認しまして、その所有者が農地を保有しているかどうかをあわせて確認したいと考えて進めております。

済みません。先ほどの移住・定住の応援事業、3世代応援事業、手持ち資料もございませんということでしたが、確認したところございましたのでご報告させていただきます。

まず、移住・定住子育て応援事業につきましては、平成29年度で4件の方の利用がございまして、補助金として430万円を交付しております。

親子3世代同居の応援事業につきましては、3件の方に86万9,000円の補助をいたしているところでございます。

申しわけございませんでした。よろしく申し上げます。

議長（馬場久雄君）

今野善行君。

10番（今野善行君）

ありがとうございました。そういう意味で事業の展開が進んできているというふう  
に今認識をしました。

その中で今、回答にもあったんですけども、要するに農地に隣接する空き家とい  
いますか、空き家に隣接する農地といいますか、そういうところもあわせて今調査を  
するというものでありましたので、これについては早急に調査をしていただければと  
いうふうに思います。

空き家と農地の関連についてはいろいろなケースがあると思うんですね。これ、立  
地条件も当然ありますし、先ほどの回答でしたかね、のり面に設置しているとか、そ  
ういう農地として使えるかどうかわからないようなところもあるという話であります

が、そういうところも含めてこういう状況になっているという部分をやっぱりある意味詳細に知っておくべきだろうというふうに思いますので、お願いしたいと思います。

それでは、2要旨目にちょっと入らせていただきたいと思います。

この最近の調査の状況、これについてちょっと触れさせていただきたいなと思うんですが、いろいろな調査がありまして、農水省、総務省、国交省と、いろいろな調査をしているようでございます。この空き家対策についていろいろな起点から進めようという国の一つの施策なんだろうというふうに思います。

いわゆる都会といいますか、東京特別区と政令都市での人を対象にしたこの総務省の調査、これは平成29年3月の調査のようではありますが、農山漁村に移住する予定があるとか、あるいはいずれ移住したいとか、条件が合えば移住してもよいと、そういう人たちが30.6%あるというふうな報告があります。特に20代の男性では43.8%、30代男性では43.6%にもなっているという状況があります。

それから農水省の調査であります、これはちょっと古いんですね。平成26年9月の調査であります、農山漁村に移住・定住の願望者、20代男性で47.4%、30代男性で34.8%、40代男性で39%といった調査報告がなされております。これらを見ても、こういう移住意向がある人たちの中で就業といいますか、要するに働く場ですね、農業を専業としたいという人も結構いると。おおむね20%ですかね、5人に1人が農業に従事したいという意向があるという報告もあります。

それからもう一つ、農水省なんです、農水省は田舎で働きたいという、これも補助事業ですね。それから地域おこし協力隊、これは総務省の事業なんです、これらの方々の任期終了後の状況のアンケート調査をした内容であります、この農水省の田舎で働きたいについては、農林水産業に従事したいというのが23%になっていると。それから、農業生産法人などのいわゆる農業関係に就農したいという意向の人が53%になっていると。さらに同一市町村内ですね、要するにそういうところで経験して同一市町村内への定住というのが48%という結果があるようでございます。

こういうふうに現状、都市部とか、あるいは若い人たちが農山、漁村も含めてだと思うんですが、農山漁村への、一くくりで言えば地方ですね、地方に移住したいという、あるいは農業をしたいという、あるいは農業に携わりたいという人もいますようございます、そういう状況があるようでございます。

それで、こういう状況を捉えて、このまち・ひと・しごと総合戦略との兼ね合いでこういう実態を本町としてどういうふうに捉えられているか、お伺いしたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

いろいろなデータがある中で、今議員がお話しの通り、若い人たちのUターン、Jターン、それから農業とか、そういった第一次産業に取り組みたいという意思が、かなりレベルが高いというデータを随分私も聞いております。そういった中で今、就農も含めてというお話だというふうに思っておりますが、これまで町のほうでは空き家バンクにつきましては、就農というイメージではなくて、要するにお家を紹介しましょうと、移住をということのくくりで取り組んできたところがございます。それで、先ほども申しましたけれども、そういったものにつきましても今度、農業委員会等々いろいろな検討してと考えておるところでございます。

また、そういった情報等につきましては、きのう槻田議員のご質問のときにもちょっとお話ししたんですが、みやぎ移住サポートセンターというものが東京にございまして、ここで常勤してそういった情報の提供をしているわけです。それで、そこから定期的に町のほうにも、大和町という指定がある場合あるいはこういった起業というケースがあるわけですが、そういった中に例えば農業とか、そういった情報も、今のところはまだ見えておりませんが、それでも来るんだろうと。なかなかそこまでこの情報センターのほうには、まだ余り確認を詳しくはしておりませんが、そのデータにあること、若者の40%がそう思っているというほどこちらには来ていないという、現実になって違ってくるということも現実的にはあるんだということです。

ただ、そういった思いのある方が大勢おいでということも間違いのないところがございますし、町としましてはそういった形で農地を持って、そういった空き家があるところもあるわけですから、そういったところも含めた中でそういった何といいますか、募集という言い方がいいんですか、情報の提供というんですか、そういったことについてもやっていくということがこれから求められてくるのではないかと、そういうことの取り組みを考えていかなければいけないのではないかとというふうに思います。

議 長 （馬場久雄君）

今野善行君。

1 0 番 (今野善行君)

そういう社会現象といいますか、そういうものをやっぱり捉えていただいて、これを町の施策に反映できるようにすべきだろうというふうに思います。回答の中にございましたように、旧村地域で70戸の空き家があるということでございますので、ちょっと資料があれですけれども、そういう集落で例えば1年に1世帯が移住してくることによって、1,000人当たりのデータのようなのですが、それによって人口減少を4割削減できると言うんですね。さらに2世帯が移住してくると、これによって10%に、削減を抑えられるというようなデータ、試算でしょうけれどもあるようでございます。

この旧村地域で70戸となりますと、70戸の中で例えば毎年2戸ずつにしても、さらにふえることは想定外で、70戸の現状を考えたときに、2世帯ずつふやしていくと、大体70戸で大体9年間はこうやってふやしていけるという単純な計算ですが、そういうことを考えたときにやはりいわゆる旧村地域の人口減対策の有効な手段になるのではないかなというふうに思うわけでございます。

そういう考え方について、これから具体的に事業を進める上で反映させていただければと思うんでありますが、その辺、町長のお考えはいかがでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

今お話がありました70戸という状況、現在ですが、こういったことを有効に活用するという事です。この状況につきましても、70戸あって、そばに田んぼがある方と、あるいは所有者が持っているというケースがいろいろあるわけでございますので、ケース・バイ・ケースといいますかね、いろいろなケースがあるというふうに思っていますが、そういった職場があって家を求める方、あるいは職も含めて考える方、そういった方々があるわけでございますので、その辺についてはどういうPR、やり方ができるのか、あれですけれども、工夫をして情報の提供、そういったことはやっていかなければというふうに思っています。

就農となりますと今度はそういった何といいますか、指導とか、あとは来る方ですけども、やる気はもちろんあるんだというふうに思っておりますが、そういったことについてはいろいろ課題が出てくるというふうに思いますけれども、それはそれとしまして、ある財産の有効活用といいますか、そういったものについてはいろいろ幅

広く考えていく必要があるのではないかというふうに思います。

議長（馬場久雄君）

今野善行君。

10番（今野善行君）

そういうところであると思いますし、そしてやっぱり移住・定住の希望者も、おっしゃられるようにいろいろだと思うんですね。本格的に農業をやりたい人もいれば、あるいは家庭菜園的に農業をやっていききたい、あとは子供のアトピーとか、そういうものの解消のためにそういうところに住んで、自分で野菜をつくって生活の場にしたということなんですね。これらのこの移住・定住希望者のこの要件といいますか条件というか、どういう場合に、課題といいますか、心配している方で、やっぱり生活できるかどうかということなんですね。本格的に農業を、主体となった農業で生計を立てようという考え方なんだろうと思いますが、家庭菜園程度でやりたいという人もあるわけでありましてけれども、いずれにしても農地を取得する、あるいは借りる場合にあっては、これは答弁にありましたように農地法上の50アールの下限面積制限があるわけでありまして。そういう中でぜひこの下限面積の検討をしていただきたいというふうに思うところであります。

これについて町長の回答の中にも触れられておりますが、いろいろその背景は農地法の改正があつての内容であります。いろいろ時系列的にこの農地法の改正について見ていきますと、いろいろな日本のこの農業なり社会情勢を踏まえた内容になっているのかなというふうに思っております。農地については、食料の生産基盤としての貴重な社会資本だというふうに国としては位置づけているということでありまして。それからもう一つは、今回の改正の中、農地を最大限に有効利用するという基本的な考え方に立っているようであります。

そういったところに関連しまして、農地を取得あるいは農地に関する権利を有する者の責務として、農地の適正かつ効率的な利用を確保しなければならないという義務といいますか、義務条項がこの農地法の中に入ってきたという部分もあるわけでありまして、先ほど申し上げたような移住して農地を利用するあるいは取得するという方については、多分、農業委員会だと思うんですが、農業委員会としてそういう指導ができるんですね。あれは利用してだめだよとか、ちゃんと利用しなさいよという、そういうことができるようになってきたのが今回の大きな農地法の改正の部分だろう

というふうに思っております。

さらに、農地法の中では農業委員会法ですか、農地利用最適化推進委員という制度ができて、その辺の何ですかね、監視と言うと変ですけども、監視するようなこの制度もあわせてできたわけでありますから、いろいろな何というんだらう、利用上、あるいは先ほど答弁にありました農地を集約する、集積する妨げにならないような農地をそういう人たちに提供するというですね、というふうになる、そういう流れになっていくんだらうというふうに思いますので、それを踏まえた対応として下限面積の検討ということであります。

それから、この下限面積の要件なんですが、50アール要件が、これは改正でやっぱり都道府県知事から農業委員会に変更になっております。これは要件があるようでありますけれども、10アールという規則ですか、規則上は10アール以上という規定があるようでありますけれども、担い手がいない地域とか、一定の要件の中で10アール未満でも下限面積の設定ができるというふうにもなっておりますので、これからになりますが、調査をした上でその調査結果等に基づいた下限面積の設定を検討いただきたいというふうに思うわけでありまして、その辺、いかがでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

下限面積の何というか、幅ということになるわけですが、50アールから10アールになったと。10アール以下というか、例えば1軒についている畑とかになってしまうと、10アールでないものもあり得るのではないかというふうに思うんです。ですから、そういったケースというのは、これは農業委員会のできるものかどうか、ちょっとそこは私、あれですが、そういったことについてはそういう状況があると考えられますので、そういった下限というのは余りないほうがいいのではないかと今思っていますが、ちょっと農業委員会とか、いろいろな法の問題があるとすれば、ちょっとその辺は勉強させてもらいたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

今野善行君。

1 0 番 (今野善行君)

いわゆる農地つきの空き家と申しますか、例えば何というんでしょうね、その敷地内にある農地ですか、これについては許可を要しない場合等があるようでありますので、その辺は手続上の問題で容易にできる場合がありますし、ただ、問題は空き家に隣接するそういう農地ですね。そういうところもあるかというふうに思いますので、調査についてはその辺も含めた対応をしていただければいいのかなというふうに思います。

それからその調査の方法と申しますか、前にもちょっと話したかと思うんですが、そういう移住・定住のコーディネーターに対する補助事業が、350万円を上限で補助事業が、ちょっと忘れまして、国交省とかのものがあるんですね。そういう方を採用するなどして、そういう比較的細かいところまでの調査をしてはどうかなというふうに思うんですが、そういう事業を利用してぜひ実効性のある検討をお願いしたいというふうに思うところでございます。

そういう中でその下限面積についてはそういうことで、ぜひこの検討を進めていただいて、町のこの総合戦略を実効あるものに結びつけていただきたいというふうに思いますが、それらの総体的な考え方、進め方について町長のご意見をお願いしたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

農地つきというか、空き家バンクにつきましては今まで議員からもいろいろご意見を頂戴しております。そういった形の中で取り組んでいきたいというふうに思っておりますし、農地がついている場合と申しますか、農地がセットになっている場合というんですかね、そういったことにつきましてもいろいろ制度的な問題、課題はあるというふうに思っていますが、農業委員会とまちづくりという観点も含めて、あるいは農地の荒廃ということの部分も含めて、いろいろ協議をさせていただきながら進めてまいりたいというふうに思います。

議 長 (馬場久雄君)

今野善行君。

1 0 番 (今野善行君)

それでもう1点なのですが、先ほどそういうコーディネーターの採用という話をしましたが、先ほど町長のお話にもありましたけれども、就農となった場合にいろいろな指導面とかそういうものも必要になってくるのではないかというお話でありましたが、そのとおりだと思います。回答にもありましたけれども、まず農業委員会と連携をとってというお話もありましたが、当然まちづくり政策課なり、関係課というのはいろいろ産業振興課ですね、関係してくるかと思います。

きのうの質問の中にもありましたけれども、関係課間でやっぱり連携をとって、プロジェクトというチームをつくらないにしても、連携をとってそういう情報を共有して事業を進める必要があるのかなと、最近のこの動きの中ではそういうものが結構出てきているのではないかというふうに思いますので、その体制づくりも事業の推進体制といえますか、そういうところも含めて必要ではないかというふうに思います。

特にさっき就農のお話もありましたけれども、農協の協力といえますか、例えば就農指導とか、そういうところもあります。それから、先ほど申し上げた農地法の改正の中では、特に農地の減少を食いとめるという考え方があるようでありますから、その農地を確保するという観点で、従来はいわゆる公的機関、病院とか学校の公共施設の農地の転用については、今までは許可なしでできたという部分があるんですが、それが協議制になったという話でありますから、結構その縛りが1つできたということと、それから違反転用については罰則が厳しくなったと。従来、法人の場合ですけれども3,000万円の罰金が1億円になったということで、そういう何というかな、歯どめ部分が結構強くなったということも出てきているようであります。

そういう意味で、結局その農地を農地として有効活用するという観点から、そういう町全体のまちづくりの一環として体制づくり、その辺、いかがでしょうか。農業委員会はもちろんです、農協とかそういった関係機関ですね。それから、きのうもお話がありましたけれども、不動産業者との連携とか、いろいろあると思うんですね。例えば農協でありますとそういう不動産事業も一応やって、ちゃんと資格を持ってやっている部署もございますので、そういう連携を含めた体制づくりについて、町長、どういうふうに思いますか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

こういった事業への取り組みに当たりましては、もちろん役場庁内の連携ということもありますし、農業委員会も産業振興課内にあるわけです。来年からまた課が分かれて、そういったものを明確化するという考え方であります。もちろん農協とかそういった団体との協調といいますか、それは農業をやっていくに当たっては当然必要なことだというふうに思っておりますので、不動産というお話もありましたけれども、これにつきましてもきのうもお話ししましたけれども、協会のほうでセットでやると全部流れていくということで、これまでは10件という形でやっていたけれども、今度幅広くそういったことも考えておりますので、そういった幅広い連携の中でいろいろなお協力、ご指導をいただきながらやっていかなければいけないというふうに思っておりますのでございます。

議 長 （馬場久雄君）

今野善行君。

1 0 番 （今野善行君）

ぜひそういう体制をつくって、この町の総合戦略を実効あるものにしていただければいいかなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは、2点目の質問に入りたいと思います。

いわゆるポンプ、この問題なんですね。これについて今回、一応取り上げたことについて、私も何回か窓口でそういう状況なんだけれども検討をお願いしたいということを書いてきましたし、地元の区長さん、それから消防団の人の話も聞いてきて話をしているんでありますけれども、現状そういうことでいろいろこの可搬式の小型動力ポンプの位置づけについては、町長としてはかなり消極的な対応というふうな受け止め方をさせていただきました。

ただ、日ごろのこの消防団の活動……（「まだ答弁……質問……」の声あり）

議 長 （馬場久雄君）

質問の要旨、言ったよね。（「済みません、回答をお願いします」の声あり）2件目でしょう。2件目に。（「2件目に、はい。この質問ね」の声あり）

1 0 番 (今野善行君)

済みません。回答ばかりを見ていて、あれです。

まず、こういう何と申しますかね、昔のところに建てている部分ですね。

議 長 (馬場久雄君)

2 件目の要旨を述べてから。

1 0 番 (今野善行君)

済みません。ちょっと慌てました。2 本目です。済みません。

ちょっと……。地域の話で恐縮なんです、荒井班のこの消防ポンプ庫、この移築についてであります。小野荒井地区の可搬式消防ポンプを格納しているポンプ庫があるんでありますが、この現地の道路は非常に狭い道路になっております。いざというときに、例えば出動命令が出て出向いても車をとめるところもない、駐車スペースもない、そういう意味では迅速な初期対応に支障を来す状況にあるということでもあります。

このような状況にあるポンプ庫、町内ではどのようになっているということが1つであります。

2 点目は、その当該地区の要望もあって、荒井公民館の敷地に移築すべきではということでもあります。

お願いします。

議 長 (馬場久雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、ただいまは荒井班の消防ポンプ庫の移築についてでございました。

町の消防団の組織につきましては、団長を筆頭とする本部付48名と第1分団から第5分団付となっております480名、総人員528名からなる組織でございまして、装備している消防ポンプは、消防ポンプ自動車2台、小型ポンプ付軽積載車が11台、可搬式小型動力ポンプ37台の総計で50台になっております。消防ポンプの運用、管理及びポンプ庫の清掃、周辺除草等の管理、これは全て消防団の方々をお願いしている状況でございます。

議員のご質問の1要旨目でございますけれども、町内には消防ポンプ庫が全部で49カ所ございます。そのうち、道路に面して駐車場のないポンプ庫は20カ所でございます。道路に面して駐車場のないポンプ庫が多い背景には、近年では軽自動車に積載されている小型消防ポンプが配置され、各集会施設と敷地内に設置しておりますが、以前から配備している可搬式小型動力ポンプにつきましてはリヤカーに積載されておまして、火災が発生した場合には消防団員数名でリヤカーを引き、火災現場に駆けつけ、消火活動をするために道路沿いに地権者の協力を受けながらポンプ庫を設置していたと聞いております。

町内の各地区には消防団の組織でいう班を設けておまして、常日ごろから火災予防のため、地区内の団員が毎戸訪問によります声かけやポンプ自動車軽積載車によります夜間巡回活動を行っており、団員各位によりまして町民一人一人に対し注意喚起をすることで火災予防が浸透されていると感じております。

仮に火災が発生した場合には、黒川消防署や消防団の上町・中町班消防ポンプ車によります消火活動、軽積載車によります後方支援活動等のため出動されますが、荒井班などの37カ所に配備している可搬式小型動力ポンプは、実際に火事現場におきまして後方支援としての水利の確保が主な活動になります。また、時間帯によっては、団員の勤務状況によりまして火災現場に急行できない場合もございますし、大規模な山林等の火災に備え、各班において年数回、地区内で放水訓練やポンプ指導点検などを実施されているものの、出動回数につきましては少なくなっているものと思われまます。

そのような状況下で、消防団員によります火災予防啓発活動や訓練は大変重要でございますが、議員の2要旨のご質問にあります荒井公民館の敷地内に移築すべきではございませんが、先ほど申し上げましたとおり、団員のサラリーマン化により単独の班員でポンプ出動が難しいケースや、軽積載車の導入により機動力が確保され、活動範囲が広がったことなどから、今後は複数の班での管理も考える必要もあると感じておりますので、他の地域におけるポンプ庫におきましても道路拡幅などのやむを得ない理由により設置しなければならない場合以外には、現状の場所を移築しないで、消防団の協力をいただきながらポンプ庫の維持管理をしまいたいと、このように考えております。

以上です。

議 長 （馬場久雄君）

今野善行君。

1 0 番 (今野善行君)

大変ちょっと時計を見てしまって、ちょっと焦って申しわけないです。勇み足でございました。

町内にはこのような状況のポンプ庫が20カ所あるということでございます。そういう意味では、消防団の日ごろの活動はもちろんであります、そういう予防活動に対しては本当に敬意を表したいというふうに思うところであります。

問題は、こういう町としてそれこそ防災・減災のまちづくりを掲げている以上、そういう体制整備をすべきだろうというふうに思います。もちろんこの回答にありますリヤカーを引っ張っているとかという、こういうのは今の時代あり得ない状況はないのかなというふうに思います。今はリヤカーじゃなくて、それを軽自動車に積んで移動しているという状況だというふうに思います。それを継続して、ある以上は使っていくということであるとすれば、その対応を考えるべきではないかなというふうに思うところが1つであります。

ただ、現状ありますように消防団員の状況とか、それから消防団としての活動の後方支援ですか、そういうところからして、それほど機能的には大分よくなってきているということであれば、その体制を早急につくるべきではないかと。先ほどあった軽積載車ですか、これを配備してきている状況でありますけれども、例えば私の住むところから言えば、3部落ありますけれども、その3部落に対して1台のこの軽積載車を配置するとか、そういった整備を急ぐべきではないのかなと。それが防災・減災につながることになるんではないかなというふうに思いますが、いかがですか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

防災・減災ということはもちろん大切なことだというふうに思っております。そういった中で、さっき申しました時代の移り変わりの中でどうやったら効率的、効果的な防災・減災ができるのかという方向で考えていかなければいけないというふうに思っております。今回は軽積載車という形で配備をさせてもらっております。今、消防団の方々、いろいろ状況を考えながらやっておるところでございまして、そういった

ことにつきまして対応につきましては、今後のやり方につきましては消防団の方々とか地域の方々、消防団もおいででございますので、また、各分団の考え方もございますので、そういった方々のご意見も聞きながら進めていかなければいけないというふうに思っております。

決してこれでやめるとかということではなくて、そういったことは大切なことだということとは十分認識しております。

議 長 （馬場久雄君）

今野善行君。

1 0 番 （今野善行君）

特にそういう、多分、ほかの地区の状況はわかりませんが、この20地区の中ではそういう状況にあって、結局、可搬式のエンジンポンプですか、これは余り機能していないのではないかなというふうに思いますので、その管理を消防団にお願いしているとなれば、余計ある意味消防団では負担がふえてきているということだと思いますので、総合的に検討していただいて、そういうふうに集約していくとか、ぜひ検討をお願いしたいというふうに思います。その辺、ぜひお願いしたいと思いますが、いかがですか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

管理について負担がかかっているということであれば、その辺については今後そういったものについてどうすればいいのかということも課題の一つになってくるのではないかと思います。消防団員の方々は今、五百数十名でやっていただいておりますが、団員の確保という、確保と言ったら失礼ですけれども、なっただく方、なかなか大変な中にご協力をいただいておりますので、その辺の対応につきましては団員の方々等々もいろいろ今後の維持管理、そういったことについてもいろいろ話し合いをすることも必要になってくるのかなというふうに思っております。

議 長 （馬場久雄君）

今野善行君。

1 0 番 (今野善行君)

ぜひ地域、消防団との協議も必要なようでもありますけれども、協議して有効なとい  
いますか、やっぱり効率的な体制をつくっていただくようお願いを申し上げまして、  
私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議 長 (馬場久雄君)

以上で今野善行君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。再開は午後1時といたします。

午前11時55分 休 憩

午後 1時01分 再 開

議 長 (馬場久雄君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、先ほどの3番犬飼克子さんの一般質問に対し答弁があります。町長浅野  
元君。

町 長 (浅野 元君)

時間をいただきまして、ありがとうございます。

先ほど犬飼議員のご質問の中で、人数につきましてご質問がございました。後ほど  
ということで申し上げましたけれども、その数字につきまして保健福祉課長のほうか  
らご説明申し上げたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議 長 (馬場久雄君)

保健福祉課長櫻井修一君。

保健福祉課長 (櫻井修一君)

午前中の犬飼議員の質問に回答できなかった部分につきまして、お答え申し上げま  
す。

ご質問の母子ケースカンファレンスの検討事例の件数でございますが、平成30年度

は10月末現在で75件、平成29年度は145件でございます。

なお、先ほどE P D S、エンジンバラ産後鬱病質問票におきます件数が8件とお答えさせていただきましたが、これは新生児訪問の際に質問票を使用し聞き取り調査をした結果、点数の高い方々でございます。8件につきましては、平成30年度の現時点の数値でございます、昨年度の1年間におきましては22件でありました。

なお、この方々につきましては、先ほど申し上げました母子ケースカンファレンスにおきまして検討し、その後の支援をさせていただいておりますことをご報告させていただきます。

以上でございます。

議 長 (馬場久雄君)

以上で答弁を終わります。

引き続き一般質問を行います。15番堀籠日出子さん。

1 5 番 (堀籠日出子君)

それでは、通告に従いまして2件の質問を行います。

1件目は、生活保護費の適正化についてであります。

生活保護制度は、生活に困窮している方の生活を保障すること及び自立を助長することを目的としており、健康で文化的な最低限度の生活を保障する制度であることから、生活保護費は適正に活用する必要があります。

しかし、生活保護受給者の中には不正に保護費を受給しているのではないかとの指摘があります。このような指摘は一部の方の行動であると思われまして、このことで受給者全体のイメージが悪くなるばかりでなく、ぎりぎりの水準以下で生活している方が生活保護に踏み切れなくなることが懸念されます。

このことから、次の3要旨について伺います。

1 要旨目、生活保護受給世帯と認定されるまでの経緯について。

2 要旨目、生活保護受給世帯と町のかかわりについて。

3 要旨目、不正受給防止対策の取り組みについて。

所見をお伺いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、生活保護費の適正化についてでございますけれども、日本国憲法第25条におきまして「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と定められております。この理念に基づき、生活保護法では困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としているところであります。

生活保護開始決定の前提といたしまして、自己資産、能力等の活用、民法上の扶養義務者の扶養やほかの社会保障制度の給付が優先され、生活保護はその不足分を補う考え方であります。

生活保護の不正受給につきましては、生活保護法第78条に規定する不実の申告その他不正な手段により保護を受けることであり、具体的には収入があったにもかかわらず申告をしていなかったり、過少申告であったり、また、預貯金の未申告などがあります。

1 要旨目の生活保護受給世帯と認定される経過についてであります。本町における生活保護開始決定等の実施機関は宮城県仙台保健福祉事務所となり、町は補助機関として要保護者の発見、被保護者の変動状況報告、要保護者に関する調査を行っているところであります。

病気や収入の減少などの理由により生活に困窮した本人や家族が相談に来庁された際、生活困窮になった理由やこれまでの生活状況などを聴取し、生活保護制度に関する説明をした上で生活保護申請の意思がある場合は、その場で申請書を提出していただくこととなります。申請後の受理後、宮城県仙台保健福祉事務所に進達し、申請世帯の預貯金や不動産、生命保険、扶養義務者等の調査を行い、保護開始の適否が決定されることとなります。

なお、毎月実施している宮城県仙台保健福祉事務所の相談日以外にも生活保護相談員を配置し、相談対応を行い、調査の際には保健福祉課の職員も同行し、申請時と相違ないかを確認しております。

第2 要旨目の生活保護受給世帯と町のかかわりについてであります。毎月の保護費支給におきましては、現金受け取りの場合は役場庁舎内において手渡しをしておりますので、その際、生活の維持、安定ができなくなる事態を招かぬよう、不適切な消費等に関する説明などを行っているところであり、引き続き実施機関の宮城県仙台保健福祉事務所と連携を密にして自立支援に向けた助言指導を行ってまいりたいと考えて

おります。

3 要旨目の不正受給防止対策の取り組みについてであります。事実と違う申請や申告及び不正な手段によって生活保護を受けた場合、その生活保護費、医療費や介護費も含めてその保護費を返還することになりますが、返還だけではなく法律により罰せられる場合もあります。

国におきましては、不正受給が増加の傾向にあることから、平成26年7月に生活保護法を一部改正し、福祉事務所の権限を拡大し、罰則金額の引き上げ、不正受給にかかわる返還金と保護費との相殺などが実際できることになりました。これらの取り組みにつきましては、本町の生活保護開始決定等の実施機関であります宮城県仙台保健福祉事務所が行いますので、本町といたしましては不正受給に関します情報提供などにより連携を図り、対応している状況でございます。

以上です。

議 長 （馬場久雄君）

堀籠日出子さん。

1 5 番 （堀籠日出子君）

それでは、質問をさせていただきます。

町長の答弁の中でやっぱり実施機関が保健福祉事務所とはなっておりまして、町はその補助機関としてということでもあります。その補助機関として、要保護者の発見、それから被保険者の変動状況報告、要保護者に関する調査、それから生活に困窮した場合の相談などと結構、補助機関としましても町がかかわる事業量は大分大きいのかなと思っております。

その中で、ただいま答弁にありました生活困窮者となるまでにはやはり病気で収入が激減したとか、それからけがをした、それから母子家庭になったとか、そういうさまざまな原因、そして要因があつての受給者となるんだなと理解しました。その中でやはりこの生活保護制度というのは、生活していくのに本当に最低生活に足りない分の額だけ生活保護が受けられる制度でありますので、やはりそういう方々を受け入れるための相談しやすい窓口の整備というのは、とても町としても大事なことでお思っております。

その中で、本町の生活保護受給世帯数と人数をお伺いいたします。

議 長 (馬場久雄君)  
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)  
対象者につきましては176世帯ですが、人数につきましては課長のほうから申し上げます。

議 長 (馬場久雄君)  
保健福祉課長櫻井修一君。

保健福祉課長 (櫻井修一君)  
堀籠議員のご質問にお答えします。  
ことしの11月1日現在の人数ですが、240名でございます。  
以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)  
堀籠日出子さん。

1 5 番 (堀籠日出子君)  
176世帯の240名という受給世帯と人数をお伺いしました。  
その中で、私が最初に申し上げました、これは本当に一部の方の行動だと思うんですが、やっぱり町のほうから保護費を受けているのに、その行動に対していろいろな本当に保護費をいただいているながらこういう行動はいいのかとかなんか、いろいろな意見が私のところにも来ておりますけれども、その件につきまして町長のほうにはそういう指摘的なご意見は届いているのでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)  
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)  
今のご質問は、一般の町民の方からという意味なんでしょうか。固有名詞ということではないのですが、こういうのはどうなんだろうかなというふうなお話は以前に

聞いたことがございます。

議 長 (馬場久雄君)  
堀籠日出子さん。

1 5 番 (堀籠日出子君)  
そういうことが町長の耳にも入っているというんですが、例えばどんなことを耳に  
されているのかお尋ねします。

議 長 (馬場久雄君)  
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)  
これも固有名詞というか、どの人がということではなく、また、大和町の人がとい  
う限定も特別受けておりませんが、こういうケースがあるという話で聞いたところ  
によりますと、例えば遊興費に使っているとか、あとは飲食というか、そういったこと  
にも使っているケースもあるんじゃないかというような情報は聞いたことがあります。

議 長 (馬場久雄君)  
堀籠日出子さん。

1 5 番 (堀籠日出子君)  
私のところにもそのような指摘的なお話が入ってきております。あと、偽装離婚じ  
ゃないかとか、日中はいないんだけど夜だけ帰ってきているとか、そういう情報  
が入ってきているんですが、町長のところにもそのような情報が入っているとしたら、  
町としてはこういうときの対策としてどのような対応をされているのか、お尋ねいた  
します。

議 長 (馬場久雄君)  
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

先ほども言いましたけれども、そういったものについては調査というのは県の保健福祉事務所のほうでそういったところでやるところもありますでしょうし、あと常には、先ほども申しましたけれども、この法のあり方につきまして、窓口に来られたときに、毎月受給に来られるわけですけれども、こういったことでちゃんとやるというふうな指導といたしますか、そういったことは窓口でその都度対応はしているところがございます。

議 長 （馬場久雄君）

堀籠日出子さん。

1 5 番 （堀籠日出子君）

それでは、2要旨目に入るわけでありまして、2要旨目の生活保護受給世帯と町のかかわりについてということですが、この答弁の中に毎月の保護費支給につきましては、現金受け取りの場合は庁舎内において手渡しをしているということですが、そのほかに現金とあとどのような支給方法があるのでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

現金のほかに口座振り込みとか、そういう方法もございます。

議 長 （馬場久雄君）

堀籠日出子さん。

1 5 番 （堀籠日出子君）

現金手渡しと口座振り込みがあるということなんですが、この現金と振り込みに分かれているというその内容は、どういう内容で現金渡しと振り込みに分かれているのかお尋ねいたします。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

内容ということにつきましては、件数はあるんですが、内容につきましては担当のほうから説明させます。

議 長 （馬場久雄君）

保健福祉課長櫻井修一君。

保健福祉課長（櫻井修一君）

堀籠日出子議員の質問にお答えいたします。

現金支給と口座振替ですが、現金支給が30世帯、口座振替が146世帯でございます。その内訳というかその状況でございますが、まず本人の希望で現金で受け取り希望もありますが、そのほかにいろいろお支払いもあるものですから、現金支給日に住宅料とか水道料とか、そういった場合もありますので、そういった支払いをする方は本人の希望もありまして現金の支給となっております。以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

堀籠日出子さん。

1 5 番 （堀籠日出子君）

現金渡しが30世帯、それから口座振り込みが146世帯。これは希望によるものということですね。私も少し勘違いをしていたかもしれませんが、保護費というのは、私は役場の窓口で全て現金でお支払いして、そしてお支払いするときに月1回、顔を見た中でこういう町民からこういう指摘がありましたよ、それからこういうことをしたら不正受給につながりますよという、そういうアドバイスをしながら面接をして現金手渡ししているのかなと私はずっと思っていました。それが、口座振り込み世帯が146件、ほとんどが口座振り込みとなると、支払いの部分もあるんでしょうけれども、やはり私は、そうだと本当にただ自動的に保護費が振り込まれているという、何かその意識的にちょっと何か薄れてくる分野が出てくるのかなと思うんですけれども、これは3要旨目の不正受給につながると思うんですけれども、私はこれを現金手渡しすることによってやっぱりいろいろな防止対策になるんじゃないかなと思うんですけれども、この口座振り込みというのは、幾ら希望だからといっても、ある程度と

どうか、公金で支払われる金額なので、やはりこれは現金手渡しにしてもらえないかとかなんかという、そういう交渉はできないものなんではないでしょうか。お尋ねいたします。

議 長 （馬場久雄君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）  
おっしゃることはよくわかります。そういったことでお願いするといえますか、それはもちろんだめではないと思います。だから、これは制度的に認められているものだと思いますので、町ではそれはできませんということはちょっと難しいのではないかと思います。

議 長 （馬場久雄君）  
堀籠日出子さん。

1 5 番 （堀籠日出子君）  
制度的にそうなっていると言われればどうしようもないんでしょうけれども、やはりこうやって毎月手渡しで受給している方々には直接面接して、いろいろな指導なり注意ができるのですけれども、やはり口座振り込み世帯となると、やっぱりその距離があいてくるのかなと思っていますし、また、世帯に収入があったり、また、世帯数が変わったりというのは、とにかく何かがあったらすぐ保健福祉事務所に連絡するようになっておりますので、ですからそれはそれとして、やはり福祉事務所に全部そういうものをお願いするんじゃなくて、やっぱりそういうことを聞いたり、実際にそういうものを見たりした場合には、やはり福祉事務所に報告することが必要なんですけれども、やっぱりその報告をする前に町としてのそういう対応策というのがすごく大事になってくると思うんです。

それで、振り込みについてはそういう国の制度でそういうふうになっているのでと言うので、これ以上振り込みがどうのこうのというのは言える立場ではありませんので、それはそれで理解はしているんですけども、それでこの不正受給の防止なんです、これまでに大和町としてはこの不正受給という事例はあるんでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

具体的な事例につきましては、担当課長から申し上げます。

議 長 （馬場久雄君）

保健福祉課長櫻井修一君。

保健福祉課長（櫻井修一君）

堀籠日出子議員の質問にお答えいたします。

不正受給により廃止というケースは今までございません。よろしくお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

堀籠日出子さん。

1 5 番 （堀籠日出子君）

これまでそういう事実はなかったということで安心しました。でも、こういうものというのは本当に紙一重になることであって、最初はちょこっとだからと思ってやった行動も、知らず知らずのうちにそういう周囲から批判されて大きな問題になって、そして取り消されたりとか、あと、いただける扶助費が受けられなくなったということが起こらないように町のチェック、それから指導が大事ではないかなと思っております。いろいろなそういう問題が起きたときにすぐ保健福祉事務所のほうに問題を持っていくばかりじゃなくて、やはりそういう問題は町で取り組んで町で指導して、そして改善するものはやはりそれは町の中で抑えられる、そのような仕組みもつくっていくべきだと思っております。

実際、これは子育てのお母さんから聞いたお話なんですけれども、以前お話ししたかもしれません。3人の子供がいて、その3人の子供を育てている間はとにかく朝、昼、晩と3回の仕事について、そして子供を育て上げましたと。そのときには本当に子供と一緒にいる時間がなかったですというお話をいただきました。そうやって本当に大変で、朝、昼、晩の3つの仕事をかけ持ちしながら、そして子育てをして、それはいいんですけれども、そのお母さんが一生懸命頑張っ、そして体を壊してしまつたら、これはもう元も子もなくなりますので、やはり町は補助機関として要保護者の

発見ということもありました。そして、この中でやはり窓口に本人や家族が相談に来られた場合は、それはそれで対応できるんですけども、やはり各地域によって本当に困窮しているんですけども、でも何とかぎりぎり我慢してやっているという方々もたくさん地域によってはいらっしゃるのかなと思うんですけども、その要保護者の発見ということに対しては、これはどのような形の発見という内容なんでしょうか。これをお尋ねいたします。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

発見といいますか、そういった情報のつかみ方ということになるというふうに思っております。いろいろ町に直接来ることあるでしょうし、あるいは民生委員の方々、あるいは地域の区長さんとかそういった役をやっている方々、そういった方々がいろいろ見て回っておられるわけですので、そういった方々からいろいろ情報等の提供をいただきながらということだというふうに思います。

議 長 （馬場久雄君）

堀籠日出子さん。

1 5 番 （堀籠日出子君）

やはり窓口に来られる方は本当に度胸を決めて、そして申請に来られるんですけども、やはり本当に地域で困って窓口にも来られないという方々の発見にはやはり民生委員さん、それから区長さんの動きが一番身近で大事なことだと思っておりますので、ぜひこういう本当に困っている方の生活の保障というのは大事でありますので、ぜひ不正受給にならないような指導なり対策を講じていただきまして、そして最低限の生活の中で大変だと思うんですけども、やっぱりそういうほかの方々から批判を受けるような行動を慎むようなそういう指導もしていただきまして、これからの保護費の活用について十分に理解をいただいた中でやっていっていただければと思います。最後に、この全体に対しての町長の考えをもう一度お伺いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

生活保護といいますか、そういったことにつきましては、先ほど申しました国民の最低限の生活を営む権利というものがある中である制度でございます。ですから、そういった必要な方につきましては、そういったいろいろな情報の提供等をいただきながら、そういった制度の利用といいますか、そういったことをやってもらうようにしなければいけないと思いますし、また、その不正というものにつきましては、いろいろ大和町の問題でなくても、何年か前に芸能界の家族がどうのこうのという話もあつたりして、そういったこともあっていろいろ厳しさも増しているんだというふうに思っていますので、その適正な活用といいますかね、そういったことが必要だというふうに思っています。

これはご本人の気持ちの問題もありましょうし、周りからのそういった支援といいますか、もらう人に対する支援あるいは情報の提供といったことが必要ですので、そういった中で先ほど言いましたけれども、最低の生活という言い方もおかしいのかもしれないけれども、生活を営める権利、そういったものは我々としてもお手伝いをしてまいりたいというふうに思います。

議 長 （馬場久雄君）

堀籠日出子さん。

1 5 番 （堀籠日出子君）

それでは、2件目に入ります。

2件目は、国民健康保険における被保険者証と高齢受給者証の一体化について質問を行います。

国民健康保険の被保険者のうち、70歳から74歳までの方は医療機関で診察を受ける際に市町村から交付される国民健康保険被保険者証と国民健康保険高齢受給者証の2枚を窓口に掲示しなければなりません。本町の被保険者証はカードサイズ、高齢受給者証ははがきサイズであり、サイズが異なることから、利用者からは携帯には不便との声があります。

これまでの国民健康保険制度は市町村単位で運営されておりましたが、平成30年4月からの制度改正により都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村と共同で運営

することになりました。

これらのこともあって、被保険者証と高齢受給者証の一体化に取り組む自治体が多くなってきております。本町も被保険者証と高齢受給者証の記録内容を一体化したカードタイプ1枚の交付で利用者の利便性を図ってはどうでしょうか。所見をお伺いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、ただいまの国民健康保険被保険者証と国民健康保険高齢受給者証に関するご質問です。

医療機関で診療を受ける際に、現在70歳から74歳までの方につきましては被保険者証と高齢受給者証の2枚を提示していただいております。高齢受給者証につきましては、文字の大きさや紛失しにくいなどの点から後期高齢者医療被保険者証と同じはがきサイズでの運用をしております。今ご指摘がありましたとおり、大きさの違う2枚を携帯しなければならないという不便さがありました。

大和町では、平成30年度の更新時、8月1日におきましては、国保世帯が3,010世帯、国保被保険者数が4,879人となっております。そのうち70歳から74歳までの高齢受給者世帯は774世帯、高齢受給者数は871人となっております。また、有効期間につきましては、国民健康保険高齢受給者証が8月1日から翌年の7月31日までの1年間、国民健康保険被保険者証につきましては10月1日から翌年の9月30日までの1年間となっております。

被保険者証と高齢受給者証の統一化につきましては、他市町村から情報収集をしている状況であります。統一化に向けた課題としまして、被保険者証と高齢受給者証の更新時期の統一、電算システムの改修、県内医療機関への周知などが挙げられます。それら全てを合わせた中で精査を行い、来年度の被保険者証の発行時に期限を1年間ではなく10カ月とし、高齢受給者証と同じく7月31日までとして統一化に向けて準備を進めているところでございます。

また、国民健康保険に加入する皆様への十分な事前周知についても努めてまいりたいと、このように考えております。

以上です。

議 長 （馬場久雄君）

堀籠日出子さん。

1 5 番 （堀籠日出子君）

ただいまの答弁で統一化に向けて準備を進めているということでありまして、そういう前向きな答弁の中で何も申し上げることはないと思うんですが、まずもって統一化に向けた課題として電算システムの改修とありますけれども、この電算システムの改修費についてはどのくらいの試算を考えていますか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

改修費につきましては、担当課長から説明申し上げます。

議 長 （馬場久雄君）

町民生活課長村田良昭君。

町民生活課長 （村田良昭君）

今の堀籠日出子議員のご質問なんですけれども、今精査をしているんですけれども、さほど大きな金額はかからないで、やっぱり四、五十万円もあれば終わるんじゃないかということでございます。

今まで、前にもお話をちょっと個人的にはしていたんですけれども、高齢受給者証もやっぱり郵送もしなければならぬ、印刷しなければならぬということがあるんですけれども、システム自体、今お願いしているところで、それはすぐに簡単にできるんじゃないかと。ただ、区分の仕方がちょっとことしの8月からもまた変わっていますので、それについてももう1回精査をしなければならぬということなので、具体的数字は来年度になったらあともう1回精査していきたいと思っていますので、さほど大きな金額はかからないような形でカード化に統一化できるのではないかと考えております。よろしく申し上げます。

議長（馬場久雄君）

堀籠日出子さん。

15番（堀籠日出子君）

システムの改修費には40万円、50万円、それほどの金額はかからないということがあります。やはり課題としてそういうシステム改修費が入っているわけなんですけれども、これまで高齢受給者証の作成費用、それから被保険者証と高齢受給者証は2段階に分かれて発送していたわけですから、その経費等も含めるとそんなに改修費はかからないと思っています。ほかの自治体の状況を見ますと、かえって一体化したことによって経費が削減されたという自治体もあるようですので、発行に向けて準備を進めているところでもありますので、ぜひ進めていただきたいなと思っています。

そして、一体化することによって高齢受給者の中に何が入るかということ、個人の一部負担割合が入るだけで、そんなに大がかりにカードが変わるわけではないんです。ちょっとしたところに個人の負担割合が何割と入るだけなので、あとは全部被保険者証と同じ内容となっておりますので、ですから検討していただいているということですので、ぜひお願いしたいと思っています。

何で私がこのことを取り上げたかといいますと、このことについては以前からお話がありました。そして、カードは財布に入るんだけど、高齢受給者証が入らないとかということで、それは大きさが違って大変だねという相談だけは受けていたんですけども、実際ことし私に高齢受給者証が届きました。そんな中でやはりすごく不便なんです。被保険者証は財布の中に入るんですけども、高齢受給者証はバッグのポケットに入るものですから、別々に入るようになるので、ああ、皆さんはこのことを不便だとおっしゃっていたのかなと思って理解したわけで、今回この質問をさせていただきました。

ぜひ一体化に向けて町民の皆さんに事前の周知徹底をしていただきまして、ぜひ計画どおりに進めていただくことをお願いしまして、私の一般質問を終わります。

議長（馬場久雄君）

以上で堀籠日出子さんの一般質問を終わります。

引き続き一般質問を行います。1番千坂博行君。

千坂博行君から申し入れがありましたんですが、ちょっと風邪の関係でせき込むということですので、マスクをつけたまま質問させていただきたいと。許可しましたの

でよろしくお願いたします。

1 番 (千坂博行君)

済みません。お許しをいただきましたので、マスクをつけたまま質問させていただきます。少々お聞き苦しい点があるかもしれませんが、ご了承願います。

1 件目、外国人へのごみ分別収集のお知らせは。

企業など、人手不足もあり、本町でも外国人労働者が増加しています。生活を送る以上、ごみは発生します。今後ますます増加するであろう外国人へのごみの分別や収集についてお伺いします。

1、実際に生活をする外国人へのごみの分別や収集ルールについての説明は、どのように行っているのでしょうか。

2、町のホームページでは、ごみの収集について詳しく14の表示があります。外国人向けの表示はあるのか、また、回収ボックスへの表示も同様にあるのか、お伺いします。

3、万が一のトラブル対応で外国人の方が住まわれている地域住民に問い合わせ先などの連絡は徹底されているのでしょうか。また、役場に問い合わせがあった場合の対応はどのようになっているのか、お伺いします。

議 長 (馬場久雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、ただいまのご質問ですが、大和町には平成30年10月末現在で延べ18カ国414人の外国籍の方が住所を置いています。内訳につきましては、一番多いところがブラジルの114人、次いでベトナムの方が111人、以下、韓国の方が53人、インドネシアの方が40人、ミャンマーの方が30人でございまして、10人以上が住所を置いている国は9カ国となっており、ここ数年、特に東南アジアからの転入者の増加が多いところでございます。

ご質問のありました大和町で生活する外国人へのごみ分別、収集ルールの説明につきましては、転入手続の際、窓口に同行してこられます人材派遣会社や就業する企業の方にごみの分別と出し方、ごみ収集計画表のパンフレットを渡し、外国人の方へ周知をお願いしているところです。この2種類のパンフレットにつきましては、全ての

転入者に対し、手続の際、窓口で配布しております。

また、あわせて町のホームページに掲載し、ごみの分別や収集計画について周知を図っているところですが、日本語版のみでの対応でありまして、外国語の表示のものはございません。ごみ集積所の看板表示も同様となっています。

町への外国人の転入者は国籍も多岐にわたることから、それぞれの国の言語に対応したものを用意することは難しいのですけれども、町のホームページのトップページからパンフレットの文字部分に関しまして、英語、中国語、韓国語に翻訳できるようになっております。

また、外国人が住んでいる地域の住民への問い合わせ先などの連絡につきましては、個人情報の観点から外国人、日本人を問わず、誰がどこに住み、どこの企業に勤めているかなどの情報など、問い合わせ先についてはお知らせしておりません。

なお、役場に問い合わせのあった場合の対応ですが、外国人の転入者がふえているここ数年、ごみの分別や出し方に関し、外国人居住者が原因として特定しての問い合わせや苦情は町に寄せられてはおりませんが、問い合わせがあった場合には職員による現地確認と区長さんや環境美化推進員さんを通じて情報収集を行い対応するとともに、今後も人材派遣会社や外国人を雇用している企業と連携を図り、ごみの分別と出し方についての周知徹底に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長 (馬場久雄君)

千坂博行君。

1番 (千坂博行君)

それでは、再質問させていただきます。

就労の際にごみの分別と出し方、ごみ収集計画表のパンフレット2種類をお渡ししているということでした。最低限のルールだと思います。ただ、外国の方に説明はされているとは言われますが、いつもその通訳の方がいるわけではなく、その中で外国の方が見たと思って、要するに日本語じゃないと思ってそれを眺めたらやっぱり何もわからないというように私は感じました。

人手不足もありまして今後もいろいろ、ビザの関係もありますので5年、3年、1年、いろいろありますけれども、長期、短期がありますが、帰られるという意味で短期ですという意味なのか、それとも結局は帰られてもまた別の方が来られますの

で、そういう意味では継続して必要なものだと思うのですが、その辺は町長、どのようにお伺いして、この最低限でいいのかなというように私には捉えられるんですが、その辺で説明がされているというところをお伺いします。

議 長 （馬場久雄君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）  
外国人の方が来られて短期とか長期ということではなくて、人によってはいろいろあるわけですので、短期であれ、また新しい人が入ってくれば同じといたしますか、そういった形になります。今の状況ですとパンフレットについてはそのまま、ホームページのほうで切りかえができて、その部分はできることにはなっておるんですが、今国会でもいろいろ議論がなされております。今後そういった方々がおいでになる、あるいは東京オリンピックがある、万博がある等々の中で、この表示の仕方についてはいろいろ考えていかなければいけないんだろうなと思っています。

以前ブラジルの方が1,000人ぐらいおられたときにはそういった対応もしたことがあったんですが、あのときにはブラジルの方ということでポルトガル語で対応いたしました。全ての語に対応するというのはなかなか難しい部分もあると思います。今見ました延べ18カ国ぐらいの方が来られているんですね。そういったものについてそこまでということのはなかなか難しいと思いますけれども、そういった表示については今の状況から進んで考えなければいけないというふうに考えておりますが、全て対応がそれでできるかという点とまた違いますので、さっきも言いましたけれども、やっぱり派遣先といたしますか、そういった方々あるいは会社の方々との連携というものも大切なんだろうなというふうに思っています。

現状でこれでよろしいのかということについては、今後そういったものについてどこまでやれるかということ等々も含めていろいろ考えていく、遅いかもしれませんが、やっていかなければいけないと思っています。

議 長 （馬場久雄君）  
千坂博行君。

1 番 （千坂博行君）

何か国語もあるというお話でしたが、今後、今お話にもありました東京オリンピックと、あとはこの間大阪万博も決まりまして、インバウンドという意味で観光としてもいろいろと取り組めるようなことが出てくると思います。

長期、短期にかかわらず、滞在すればやっぱりごみが出ますので、その辺で、これは1回つくってしまえばそうそう変える必要はないと思うんですよね。ですので、1回やってしまえばいいと思うんですよね。多い順からでもいいと思うんです。人数の多い順番からでもやっていけば、毎年積み重ねていけば、最終的には何か国語にもなるとは思います。そういう意味でもう取り組んでいってもいいんじゃないかなと思うのですが、いかがお考えでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

先ほどの答弁でも申し上げましたけれども、そういったものについてどういった部分でやれるのかということもありますけれども、その取り組み、そういったことは必要だというふうに思っております。

議 長 (馬場久雄君)

千坂博行君。

1 番 (千坂博行君)

取り組みは必要だというふうに思われているという答弁でしたので、ぜひ進めていただきたいと思います。ごみの回収については、今は2つ大きくなっていますが、内容的にはリサイクルであったり有害なごみであったり、生活に直結するものもありますので、そういう意味では我々と同じように地域で暮らせるようにやっぱり表示というか、そういうものは必要だと思います。外国人の方がルールを守れないというか、ルールがあるので守れるようにしていただきたいということですので、そこをぜひ進めていただきたいと思います。

あとは、今ので1要旨、2要旨にもかかってくるので、3要旨目に入りますが、地域住民の方、やっぱり外国人の方なので言葉が通じないということですので、教えてあげたいんだけど教えられない、言葉が通じないということがやっぱり大きな

問題になっております。そういう意味ではやっぱり誰かが仲介して教えてあげるとい  
うようなことも必要だと思うんですが、個人情報があつてなかなかそこは秘密にして  
いる。

この答弁書の中に「外国人の転入者がふえているここ数年」というふうには書いて  
います。「ここ数年」というところに私はちょっとひっかかるところがありまして、  
住民の方からはどこにどうやって問い合わせしたらいいのかがわからないというよう  
なお話を聞くことがあります。結局、個人情報保護法があるので教えてもらえない、  
自分で話をしても通じない、誰に言ったらいいんでしょうねという話をやっぱり聞く  
ことがあります。そういった場合、やっぱり個人情報をつかんでいるところが対応す  
るような、そういうような組織体制づくりというのは必要なのではないかなど。住民  
の皆さんが誰に相談したらいいのかがわからないというのは、これはちょっと問題だ  
と思うのですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今のご質問は日本人の住民の方が、外国の方で何かがあつた場合に誰に相談したら  
いいかがわからないと。そうなんですか。わかりました。

役場に言っていたら一番よろしいんだというふうに思っておりますけれども、  
誰に、何と申しますか、形態としましてそういったブラジルの方などは派遣の方、会  
社があつて、そこで来るケースが多いことがあります。そういった場合にはそこでい  
ろいろ指導と申しますか、生活の面倒を見ているところもありますので、そういった  
方々にご相談ということになるとすれば一番わかるのかなというふうに思いますが、  
住民の方はそこがどこかわからないということだと思うんですね。

それで、住民の方々にこの人たちはここに相談してくださいよとかということがな  
かなか徹底できないところもありますので、できればもしそういった課題があれば、  
役場のほうに問い合わせただければ一番早く伝わるのではないかとというふうに思  
います。区長さんとかに言っても、何と申しますか、そこにいるということ自体、そ  
こに外人の方が住んでいますよというような情報の流し方は我々はしないわけでして、  
ですからいろいろなケースがあると思いますけれども、住民の方々というか区長さん  
にここに相談してくれということもできるのかもわかりませんが、まずは役場

にそういった課題ができた場合には問いかけてもらえれば一番スムーズに流れるのではないかと思うんですけども、違いますかね。ちょっと今はそう思います。

議 長 （馬場久雄君）  
千坂博行君。

1 番 （千坂博行君）

役場に問い合わせしてくれというふうにはお伺いしましたので、では私が聞かれましたら役場のほうにというふうにはお答えしますけれども、なかなかどこに、ここ数年、外国人が原因と特定しての問い合わせ、苦情は町には寄せられておりませんというところからして、何かもう私からすると言ってもだめなんじゃないのというふうには聞こえてくるんですね。

だから、そこのところを何とか来たら丁寧に対応していただくとか、そういうところがないとやっぱり苦情すら来なくなったという言い方は悪いかもしれませんがけれども、そうなってくると問題があると思いますので、そこは対応をお願いしたいと思うところでありまして、それ以外にもいろいろごみ以外でもそういうトラブルというのは出てくると思いますので、そういうところで外国人の対応という意味で今後そういう対応の仕方というものをどのように考えているのか、お伺いします。

議 長 （馬場久雄君）  
いいですか。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

役場の対応が悪いので相談にも来られないということだとすれば、非常に、そういうことはないと思っているんですが、大変申しわけないというふうに思います。このごみにかかわらずというお話でございまして、そういった課題があるんだけど役場にも相談できないんだと、議員のところにご相談に行かれる方がいるということなのかもしれません。そういうことであれば我々の対応、それはしっかり直さなければいけないというふうに思っております。

いろいろな苦情といいますか、そういった問題、課題につきまして住民の方にそういったものがあつた場合には我々、真摯な対応でやっているというふうに常に心がけてはおるのですが、まだまだ足りないというご意見だというふうに思います。そのこ

とについては反省といたしますか、やっていかなければいけないと思いますが、逆にどういふご質問があったのか、後で結構ですので教えていただければ対応させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 (馬場久雄君)  
千坂博行君。

1 番 (千坂博行君)  
では、1件目の質問を終わりにして2件目に入ります。

議 長 (馬場久雄君)  
千坂議員、暫時休憩をさせていただきますので。(「はい」の声あり)  
暫時休憩します。休憩の時間は10分間とします。再開は14時10分からといたします。

午後1時58分 休 憩

午後2時10分 再 開

議 長 (馬場久雄君)  
それでは、皆さんおそろいですので再開します。  
休憩前に引き続き一般質問を行います。1番千坂博行君。

1 番 (千坂博行君)  
2件目に入らせていただきます。  
町民歌を制定しては。  
旧町村合併でできた大和町です。移住者も増加しております。町村合併や移住者の多い市町では、市民歌や町民歌を制定し、融和や協調、郷土愛を図っております。我が町も同様に思います。町民憲章を定めておりますが、朗読の機会が極めて少ないと思います。親しみやすい歌をつくり、町にかかわるイベントのたびに歌い、一体感を共有するべきと思いますが、ご意見を伺います。

議 長 (馬場久雄君)  
答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、ただいまのご質問でございますけれども、日本で最初に自治体の歌を制定したのは横浜市で明治42年でありました。県内では仙台市の昭和6年、次に石巻市の昭和8年であります。現在、県内の市町村で市町村民歌を制定しております自治体は、14の市と11の町村で計25市町村が制定しております。このうち、多くの自治体は合併時や市町村施行記念事業として市町村民歌を制定しております。

仮に町民歌を制定する場合には、音楽家の専門的な力が必要と考えます。富谷市の例では、仙台を中心に全国各地でも音楽活動をしておるロックバンド、モンキーマジックのメンバーで富谷市在住の菊池拓哉さんに作詞を、メイナード・プラントさんに作曲をお願いして、約半年間の時間を要しておるそうです。また、大崎市では、作詞は公募、作曲はさとう宗幸さんをお願いしております。

このように作詞は公募等が可能であります、作曲につきましては音楽家をお願いすることになりますので、交渉等に準備や経費、時間を要するため、多くの自治体では記念事業として行っているものでありますので、今後の検討とさせていただきたいと思っております。

以上です。

議 長 （馬場久雄君）

千坂博行君。

1 番 （千坂博行君）

再質問させていただきます。

私は質問を書く際はわかりやすく、短く書こうと思っております。その意図を酌んでいただいてもか、答弁書もすごく短くコンパクトにさせていただいていまして、これ……はい。記念事業としてということですので、60周年が終わったので次は70周年なのかなと思いつつながら、答弁書を読ませていただきました。

言われているとおり、富谷市にたまたま健康づくり事業の見学に行った際にそこでも歌っていまして、町のときもあつて歌ってはいたんですが、市になってからは随分小さなイベントでも歌うようになってきたというお話でした。富谷市も人口がふえていまして、もともとの地元の方はおられましたに移住された方が多くて、その中で一緒になって歌っている光景を見まして、ああ、いいものだと思つて今回の質問

をさせていただきます。

大和町も町民憲章はありますが、なかなか朗読の機会がなく、私も数えると2回ぐらいかなというふうに思っております。子供たちに関してはほとんど口にするのではないのかなというふうに思いまして、例えばこういうものがあれば町民運動会などで世代間関係なく、みんなでこういうことができれば郷土愛というところも芽生えると思いますし、そういうことがあるというのを知ればこそ、やっぱり郷土愛というのは深まっていくと思いましたので、質問させていただきました。

町長のほうから何かあれば、一言お願いします。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

みんなが一緒になってそういったことをやるということ、そういった意義はあるんだというふうに思います。うちに町民憲章はあるんですが、2回しか言ったことがないですか。何かいろいろあるたびに言っているような気がするんですけども、それだけ、確かに小学生とか、そういった人たちはなかなかそういう機会もないのだろうなというふうな思いはあります。

大和町をたたえる歌というのが実はあったんです。詩吟ですかね、あって、これは50周年か何十周年かのときにやって歌ってもらったことがあるんですが、これは正式なものではなくて知る人ぞ知るみたいな、詩吟でもありますし、そういう歌でもありました。いずれそういったみんなで共通してやれるということについての歌というもの一つだなというふうに思います。

こういうものはやっぱり何といいますか、きっかけといいますか、そういったものがあつた中でやっていくんだというふうに、記念をしてというのも一つだというふうに思いますので、さっき短くてというお話でございましたが、簡潔にまとめてお話しさせてもらっております。そういうことで、いい考えだというふうには思っておりますが、そういったことでやっぱり時期とかそういったものがあるんじゃないかというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

議 長 （馬場久雄君）

千坂博行君。

1 番 (千坂博行君)

記念事業ということですので、いつの日かできることを期待して、私の一般質問を終わりにしたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)

以上で千坂博行君の一般質問を終わります。

次に、11番藤巻博史君。

1 1 番 (藤巻博史君)

私からは1件でございます。風疹予防接種への補助についてでございます。

風疹が大流行しており、東京オリンピックへの影響も懸念されております。ちょっと古い資料でございますけれども、7月以降、全国で累積1,884人に達している。30代以降の男性にワクチン接種を受けていない人が多いのが原因と考えられ、予防接種が有効であると言われております。接種費用は5,000円から7,000円ということで、県内でも助成をする自治体がふえているということでございます。

その中で、1つ目として、予防への注意喚起を。

2つ目として、成人の予防接種への費用助成をということです。

以上です。

議 長 (馬場久雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

ただいまのご質問でございますが、風疹につきましては、風疹ウイルスによって引き起こされます急性の発疹性感染症でありまして、せきやくしゃみなどの飛沫により感染いたします。主な症状といたしましては、発疹、発熱、リンパ節の腫れが認められておりますが、症状が出ない場合もあります。成人で発症した場合、高熱や発疹が続いたり、関節痛が認められるなど、小児より重症化する場合がございます。さらに、風疹に対する免疫が不十分な妊娠20週ごろまでの女性が風疹ウイルスに感染しますと、出生児が難聴や心疾患、白内障、緑内障、精神や身体の発達おくれなどの障害である先天性風疹症候群を発症する可能性がございます。

風疹の流行につきましては、報道されておりますとおり先月11日までの1週間に全国で新たに139人の風疹患者が報告され、ことしの患者数が2,032人となったとの発表がありました。2,000人を超えたのは全国で流行した平成24年から平成25年以来となり、都道府県別の増加数は、東京都が54人と最多で、神奈川県25人、福岡県15人、大阪府13人、埼玉県11人の順となっております。7月以降、首都圏などで患者がふえ、全国に拡大しております。

1 要旨目の予防への注意喚起をであります。妊娠中の女性が風疹ウイルスに感染すると、出生児に障害が発生する可能性がありますので、同居家族など、妊娠中の女性の近くにいる方は風疹を発症しない予防が必要となります。このことから、ホームページ及び広報紙などにより国内及び県内の発生状況、風疹の症状や予防方法などを周知し、注意喚起を図ってまいりたいと考えております。

2 要旨目の成人の予防接種への費用助成をであります。

町で実施している予防接種につきましては、予防接種法に基づき実施しておりますが、成人の風疹予防接種は定期予防接種の対象に指定されていないことから、現在、費用助成は実施しておりません。

しかし、先日、厚生労働大臣が衆議院予算委員会におきまして患者数が2,000人を超えて流行が続く風疹への対策を強化する案、考えを表明しており、その中で患者の3分の2は過去に予防接種を受けられなかった30代から50代の男性が占めていることから、この感染リスクの高いこの世代の男性の免疫有無を調べる抗体検査を実施、無料化する方向で検討を始めたとのことでございます。さらに、30代から50代男性を対象とする予防接種を法律に基づく公的接種とすることを表明しておりますことから、今後国の指針等が示されると思いますので、その動向を見据えながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

議 長 (馬場久雄君)

藤巻博史君。

1 1 番 (藤巻博史君)

まず、1件目について質問をさせていただきます。

ちょっと資料、私もなかなか新しいものがない中で申しわけないんですけども、今の数というのが大規模な風疹の流行が起きた2013年に次ぐ、それから2012年に次ぐ

多さだというようなこと。それから、2カ月前ですので、もしかするとこれだけふえているのではと思うんですけども、その時点で患者の出ていないところというのは東北では青森だけ。あとはずっと飛んで高知、佐賀、長崎、大分、鹿児島、沖縄ということで、つまりほぼ全国で患者が発生している、もちろん宮城においても患者が発生しているようでございます。

さらに、今答弁の中にもございましたが、男性のほうが多い、比率で言うと5対1、女性の5倍ほど男性が多い感染になっています。というのは、何かいろいろ調べますと男性のほうが予防接種を受けていない方がいろいろな制度の中で多いという結果のようでございます。

そういう中で、まず1要旨目の予防への注意喚起をということで、これに書いていないよなということではちょっと疑問に思ったところで質問させていただきたいんですけども、風疹の症状や予防法について注意喚起を図ってまいります、ホームページとか広報紙ですね、という、それはそうなんです、ちょっとごめんなさいね、実際にはワクチンしかないというのがこの風疹だと思うんですよね。そういう意味ではワクチンを打ちましょうというのが、そういうことが出てくるんじゃないかなというふうに、もし風疹予防ということであればそういうふうに思いますが、ちょっと具体的なもので町長もあれでしょうけれども、そういうふうに私は思うんですが、そのことについてどうでしょうか。結局2要旨目までも行くよなと私は思いながらの質問ですが。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

予防法とか注意喚起だけではなくて、注射をしましょうという表現をしたらどうかということですか。それは表現の仕方でいろいろあるというふうに思っておりまして、そういったものも含めて全てを含めてのホームページとか、そういったことでお知らせという内容でございます。

議 長 （馬場久雄君）

藤巻博史君。

1 1 番 （藤巻博史君）

大きく見れば多分含まれるんだらうなというふうな、というか含まれないのはあり得ないというふうに、これは個人の考えでございますので、ただ、そういう意味では今、全国的に大問題になっておりますこの風疹について、先ほども言いましたように宮城においても発生しております。これからはインフルエンザのほうが大変といえば大変ということもあるんですが、そういう中でやはり、ただ、影響とすると、先ほども町長の答弁にもありました後遺症というんですかね、そういったものが重大な後遺症として残る可能性がある、あるいは成人の場合は重症化するおそれもあるという中で、そして感染症研究所というところのものなんですけれども、風疹はワクチンによって予防可能な疾患であるというふうに、これは国立感染症研究所というところなんですけれども、そういう省庁がある中で、ですので、もし風疹予防ということであれば、少なくとも積極的にワクチンを打ちましょうということになるんであろうというふうに思います。そういう中で、これはまず積極的な予防についての注意喚起ということで、内容はお任せいたしますので、ただ、そういうことが出てくるんだらうというふうに思っております。

そういう中で2点目の質問をさせていただきます。

ここの答弁の中では、実はまずワクチン接種にはその方が、ワクチンを打たなくてもいい方もいらっしゃるわけで、要するに抗体を持っていれば打たなくてもいいということ、今、実に宮城県も来年の3月31日までですけれども、抗体検査というものを無料でやっておりますよね。ただ、これがなかなか、なかなかという勝手な言い方をして申しわけないんですけれども、対象となるのが19歳から49歳までの妊娠を希望する女性、これは妥当だと思うんですけれども、さらに風疹の抗体価が低いことが判明している妊婦と同居している方、さらに3番目として風疹の予防接種歴があり、風疹の抗体価が低いことが判明している方と同居、ちょっと面倒くさい言い方なんですけれども、要するにこれは質問のついでの質問なのでちょっと聞き流してもらって結構なんですけど、要するに1回女性の方の抗体があるかないかを調べて、その人に抗体がないということになると、もう1回その男性のほうが、要するに一遍に済まないような、それはそれでちょっと問題があるんですけれども、とにかくそういう問題があるにしても、このことについても、ちょっと1つ目に戻って申しわけないんですけれども、ぜひ町民の皆さんにもこれは広報していただければというふうに思うんですが、そのことについて、ごめんなさい、戻るような形でございますが申しわけありません。

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今のご質問は、宮城県で抗体検査をやっていますよということをお知らせをということですか。なるほど。なかなか基準が難しいということで、よく言っている意味がわかりませんでしたけれども、30歳から50歳までの女性で抗体検査をして、抗体の弱い方と一緒に住んでいる男の人なの。そうですか。随分面倒くさい……（「そのとおり読んだだけなんですけれども、申しわけないです」の声あり）そうなんですか。ちょっとそれは知りませんでした。なかなか難しいですね。（「ごめんなさい」の声あり）誤解をされないような言い方をしなければまずいだろうなど。それをやるかどうかということについても、ちょっと県のほうとも確認といいますか、どういうふうな表現がいいのか、そういったことも調べてみないと、ちょっと今やれますとも言えませんので、あれです。

いずれ、今、風疹もさることながら、議員さんたちは風邪を引いておられて、うちの職員も引いていてという、風邪もはやっているようですし、インフルエンザもお見舞い申し上げますけれども、はやっているようでございますので、皆さんご注意ください。そういった喚起というのも冬場になってくれば、喚起といいますか、そういったものについての注意の喚起といいますか、そういったこともこれとあわせて必要になってくるのではないかと、その状況状況を見ながらやっぱりタイムリーにやっていく必要があるだろうなというふうに思います。

議 長 （馬場久雄君）

藤巻博史君。

1 1 番 （藤巻博史君）

今、私が持っているのは県のホームページからとってきたものですので、ちょっとはしょった読み方だし、これをいきなり説明されても困るよなところなので、この中身については、要するに宮城県でも風疹の抗体の検査を今、来年の3月31日まで、いろいろ対象者は何というんですかね、いろいろ条件はあるんですけれども、そういうこともやっておるので、そのことについても含めてぜひ広報していただければというお話をさせていただきました。

そういう中で今、風疹の助成をという中でやはり今、我が町は非常に子育てという

んですか、そういったところに力を入れている中でやはり子育てへのものを行っているんだというアドバンテージというんですかね、そういうものを示す上でも大事な施策なのではないかなということで今回取り上げました。

宮城県内全部の自治体を見たわけではないんですけれども、近隣の自治体の取り組みということで調べたところでは、質問のほうにも入りましたけれども、1回の接種で5,000円から7,000円がかかると。それで、本来は2回やらないときちんとした免疫が出ないということだと1万円から1万4,000円ですかね、そのぐらいかかるということになります。それで、先ほど言ったように県内の近隣の市町村で調べましたところ、塩竈市は全額、1回ですけれども助成している、それから多賀城市も多分これは1回だと思うんですけれども全額、あと松島町が全額ですね、それから名取市も全額、1回だと思うんですけれども、それから亘理で6,500円、1回というような、そういう助成をなさっておられるようでございます。もちろんなされていないところのほうが多い、私の調べた範囲ではそういうふうな中でございますが、やはり今現在、答弁にありましたように今まで公的な予防接種ということで、法律にはない中でございますが、やはりそれこそ安心・安全な子育てという、そういう表題の中でその実施ということも考えてはいいのではないかということの質問でございますので、その点についてもう一度お願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

先ほども申しましたように今、国のほうでそういったものについてかなり具体的にいいですか、無料化等、抗体の検査、これは宮城県でやっているということでございますけれども、そういったものを進めておるということでございますし、また、公的接種にすることも表明されているという状況にもあるようでございます。そういったところの状況というのも、国が動いているということでございますから、そうなってくればさっき言った公的といいですか、定期予防接種と言うかどうかはわかりませんが、そういう形になってくることもあり得るのかなというような思いもございます。そういったところもしっかり見ながら考えてまいりたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

藤巻博史君。

1 1 番 (藤巻博史君)

国の方向ということでございますが、ついでに申しますと、かなり山形では来年度から、今年度の話じゃないんですけれども、あるいはこの国が先に動いたからということでもございましょうけれども、来年度からかなりの自治体がこういう助成の制度を取り入れるような報道がなされておりました。

ということで、今となってはというんですかね、国が先なのか、町が先なのかということにもなるかとは思いますが、やはり必要なことにつきましては勇み足ということはいいと思いますので、ぜひ検討していただければというふうな、この中では動向を見ながら検討するという報告でございますので、その検討をお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。お世話さまです。

議 長 (馬場久雄君)

以上で藤巻博史君の一般質問を終わります。

次に、9番浅野俊彦君。

9 番 (浅野俊彦君)

それでは、本日最後となりますけれども、通告書に従いまして2件6要旨、一般質問をいたします。

まず1件目でありますけれども、市街化調整区域内の空き家、宅地の活用方法はということで、全国的に空き家が増加しておる中、特に地方部においては空き家を有効に活用する取り組みとして空き家バンクを実施する自治体が急増しております。

本町でも空き家、空き店舗を対象に空き家バンクを開始したところでありますが、今後、市街化調整区域内の空き家、宅地の急増が予想され、その地域のコミュニティの維持がより困難になると考えられます。

そこで、対策が急務ではないのかというふうに思う中、これから3点、町長のご所見を伺います。

1つ、空き家対策で重要と考える点、空き家バンク実施により見えた課題は。

2つ、空き家調査による市街化調整区域内の空き家軒数と今後の利活用策は。

3つ、市街化調整区域内の原則、除外ルール、その他関連する条項の見直しを検討してはという3点でございます。

議長（馬場久雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町長（浅野 元君）

ただいまのご質問でございますが、まず空き家バンクの実施により見えた課題でございます。

空き家バンクにつきましては、移住・定住を促進して地域の活性化を図ることを目的に平成29年1月に開設したものでございます。開設に当たり、空き家の実態調査を行い、現在では136軒の空き家を確認し、開設当初のバンクへの登録は2件でございました。本年度4件の登録がありまして、成立したものを差し引きますと現在は4件の登録件数となっております。

実際、空き家の所有者が登録希望であっても、相続人全員の同意が得られない場合や登記がされていない建物がある場合、バンクの登録ができないこととなります。また、物件内の荷物の整理ができない、所有者が貸せるような物件ではないという判断をしているなどの理由により、登録に至らない状況もございます。これらの課題を解決して登録をふやす方策を研究していかなければと考えております。

次に、市街化調整区域内の空き家の軒数につきましては、先ほど申し上げました空き家136軒のうち29軒、宮床地区で5軒、吉田地区で3軒、鶴巣で12軒、落合で9軒の29軒が市街化調整区域内の空き家となっております。本年度、再度の空き家の実態調査を行うこととしておりますので、その状況を整理し、バンクへの登録を通じ移住希望者等への情報発信を図ってまいります。

次に、市街化調整区域内の原則、例外ルール、その他関連する条項の見直しを検討してはについてでございます。

市街化調整区域につきましては、議員もご承知のとおり、都市計画法に基づき区域決定しているものでございます。同法の第7条、区域区分におきまして「都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要があるときは、都市計画に、市街化区域と市街化調整区域との区分を定めることができる」とございます。また、同条第3項には「市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域」で、同法第15条第2項におきましては、区域区分に関する都市計画については都道府県が定めると規定されております。都市計画の目的であります「都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与すること」、ま

た、「都市計画は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきこと」と基本理念が定められております。

本町では、昭和43年に大和町単独での都市計画区域決定後、昭和45年に新都市計画法の理念に基づき、都市におけます政治、経済、文化などの諸活動を最も効果的かつ良好に運営するための総合的なまちづくりを進めるため、一体的な開発・保全区域として現在の仙塩広域都市計画区域に編入され、その後7回の見直しが行われております。

現在の本町におけますまちづくりにつきましては、時代背景を敏感に反映し、県により策定されます都市計画区域の整備、開発及び保全の方針にのっとり、抑制すべき区域とさらなる市街地の充実や計画的な市街化区域の見直しがあったことによるものと感じております。しかし、全国的な少子高齢化や人口減少時代を迎えた現在におきまして、調整区域がどうあるべきか、今後どのような形がいいのかなど、県と相談しながら研究してまいりたいと考えております。

なお、調整区域におけます例外ルール等につきましては、一定の条件により許可ができるもの、開発許可制度であると推察しますが、県知事等における許可制度であり、条項等の見直し等につきましては県で行うこととなっております。

以上です。

議長 (馬場久雄君)  
浅野俊彦君。

9番 (浅野俊彦君)

今回は空き家対策に関して町長と議論をさせていただきたいと思いますが、まず1要旨目の中で空き家対策の必要性はもちろん十分感じていらっしゃるというふうに思いますが、1問目の空き家対策で重要と考える点とはどういう点かという点に関してご回答がありませんでしたので、町長の今お考えになられている点をまずお伺いしたいと思います。

議長 (馬場久雄君)  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

対策で重要と考える点ということでございますが、これは、一番は入る人の考え、気持ちといたしますかね、そうした人に見合うというものが大切なんだろうというふうに思います、入ることを考えればですね。だから、地域の方々といいますか持っている方々の意思といたしますか、それも大切でございますし、こういった形で使ってもらいたい、そういったことの意味の確認、あるいはその地域の発展といたしますか、場合によっては商売をやる方とかも出てくるわけですから、そういったことも場合によっては考えなければならないかもしれません。

いずれにしてもそのエリア、地区がそのことによって発展といたしますか何といたしますか、活気が出るといいますか、そういったことで求めるわけでございますので、そういった元気が出るという言い方もちょっとあれかもしれませんが、そういったことが活性化の大きな目的の一つだというふうに思います。

議 長 （馬場久雄君）

浅野俊彦君。

9 番 （浅野俊彦君）

重要な点というところでは、空き家が存在するエリアの活性化であるとか、やっぱり活気を保つためというところでのお話、その部分はもちろん私も同じ思いであるんですが、空き家対策を私が考える上でやっぱり最も考えなければならないのではないのかなという部分で思う部分が、やっぱり管理不完全な状態の空き家を生まない、そういう予防という観点と、なぜ予防しなければならないのかというところからいくと、やっぱり防災・防犯上、衛生上、またはその近隣の自宅なり住居の地価も下げる話になりますし、という意味から、確かに活気をもちろん生んで、入っていただけるような住宅でなければ入っていただけない話であって、そういった意味でやっぱり管理がきちんとされた状態で保っていただく、空家等対策の推進に関する特措法等でうたっているような不完全な状態の空き家をやっぱり出さないというような取り組みが私は重要なんではないのかなと。その上で新たに入っていただける方がいらして、活気が出てくればなというふうな思いではありますが、もう一度その点で私の考えに関してどのように思われるか、町長のご意見をお伺いしたいなと思います。

あともう1件が、今回空き家バンクを実施しております。大和町のあくまでも実施要綱という形で運用しているわけでありましてけれども、もちろんご承知のとおり要綱

でありますので、あくまでも行政機関の内部における、言ってみれば内規という形になるかと思うんですが、さまざまその調査をするに当たって、法務局に行って登記簿を調べたり、またはその税務データを調べたりという中で、何らかその裏づけとなる裏の条例がないと法的な根拠という意味でちょっと弱いのではないのかなという気がしておりますが、その点を町長はどのようにまずお考えになるか、2点お伺いをしたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

管理というのは基本なので、それは当然そこからだと思います。人が入る、入らないにせよ、管理をしていなければということですので、それは大事なことというふうに思っています。ただ、提供するに当たっては、管理されているものを当然提供するわけですから、そういったことになってきます。

それから、裏の条例というのはちょっとどういう意味なのかあれなのですが、今町のほうでは要綱でそういったものを定めて、町の考え、条例まではいっていない状況でやっております。条例となった場合にはいろいろなまた町の法律の1段上の段階になってまいりますので、要綱で不足しているということが今の段階、条例だからこうですよという強制力というかな、そういうところまで、今の段階ではまだそこまでは見えないと思うんですけれども、どういったものが条例として必要なのか、それについてはちょっと今のところは議員のお考えを聞かせてもらいたいような気がします。

議 長 （馬場久雄君）

浅野俊彦君。

9 番 （浅野俊彦君）

今の要綱で十分かというところの話でいくと、2度目の繰り返しになるかもわかりませんが、あくまでもやっぱり要綱では行政機関サイドの内規になると思うんですよ。特に気になる部分でいくと、仮に不適切な管理をされていた状態になった空き家に立入調査をしましょうといった場合に、では他人の土地に地権者の合意もなく立入

調査を仮に行ったとして、今現在でいけば不法侵入じゃないのかというふうな疑いになり、その訴えをされかねないのではないのかなというふうな思いがあります。

そういった意味で空家等対策の推進に関する特措法、こちら上位の法令として、それに法令的な根拠に基づく条例をやっぱり制定しているからこそ、もちろんその中に調査事件なりその調査に関する事項を入れなければならないと思いますけれども、そういった根拠がないと結果的に、仮に頑張って調査をされている職員さんが不法侵入だと言われたときにどうやって守ってあげるのという部分も一つあります。

そういう意味もあって要綱では私は弱いのではないのかなという思いがしますのと、あとあわせて一番最初の原点の最も重要にしなければならないところ、重要なところなんではないかとといったときにやっぱり有効活用をするように、もちろん町民の方もきちんと不適切な管理の状態の空き家をつくらないのも、ある意味その義務的なところも課さしていただくとともに、空き家バンク等によりその情報を開示していきますというような内容もその中に盛り込んでいけば、空き家バンクの活動の裏づけとなる条例になるのではないのかなというふうな思いがありますが、そういう意味でもう一度町長のご見解をお伺いしたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

空き家バンクの場合は空き家を提供するという、あいているところですね、それとそういった何といいますか、危険なものを撤去するというふうなものちょっと一緒にしていいのかどうかという問題、今、我々は空き家の数を調べて、そして教えていただいて、ご本人に確認をとって、そしてお客さんに提供できるようなものを登録してやっておるわけでございまして、これが空き家バンクですね。

それで、そういったところの中に立ち入って状況を確認してといった場合には、それとまた違った、もう一つは要するに危険なものについての取り組みについてのものになってくるというふうに思っていますので、これを一緒にしていいのかどうか、その辺について一緒にしてやる部分もあるかもしれませんが、今の場合は大和町の場合は空き家バンクという考え方でございます。

議 長 （馬場久雄君）

浅野俊彦君。

9 番 (浅野俊彦君)

あくまでも空き家バンクの今説明であったわけでありましてけれども、ある意味、調査という意味では私は1回にある程度できると思うんですよね。空き家の状態を特措法に基づいて、これはある意味危険な住民の生活環境に深刻な影響を与える可能性がある建屋なんではないのかなという部分と、同じ空き家でも多分空き家と言われているその136軒、行政区長さん等からもご報告があった空き家を多分見られていると思うんですが、その中で本当に賃貸なりが可能な家または店舗とそうじゃないんじゃないのと思われる店舗と、一度にそれはある意味見られるんじゃないのかなと。そのほうが効率的ではないのかなという思いがありますのと、あとはやっぱりいかに有効活用していただくかという話とはまた別に、町民の皆さんの安全な生活を考えた場合、万が一危険な建物が仮にあった場合等にやっぱり危険回避で一時的に何かブルーシートを敷くだとか、ある意味情報のとりとしては1回の調査である程度色分けができるんじゃないのかなと、そのほうが効率的ではないのかなというふうな思いを私は持っております。

もちろん空き家バンク自体の事業を否定するものではなくて、それだけに終わらせずに、いかにきれいな状態で、いかに住民の方に出入りをさせていただいて、活気をそのエリア、地域で持っていただくのかという点までつなげるべきではないのかなというふうに思いますので、いかがでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

空き家バンクとそれをつなげるということではありますが、一つの方法としてはそれもあるんだというふうに思います。ただ、そちら側になった場合には次の手も考えておかなければいけないわけですね、それだけではなくてですね。そちらも関連してやっておかないと、ここだけで終わるといわけにはまいりませんので、その辺の課題といたしますか、次の課題があると思います。

議 長 (馬場久雄君)

浅野俊彦君。

9 番 (浅野俊彦君)

そうですね。空き家対策を考えたときに、本当にどこからどこまでを入れるのという部分は確かに長い議論を経なければ、なかなか条例化できないところもあるかと思えますけれども、一番今、特措法である意味認められた部分が、代執行に至る手続のところまで網羅するような条例ももちろん制定されている自治体もあれば、いやいや、そうではなくて、あくまでも有効活用できるように、または空き家バンクとして有効活用できるような建物をさまざまな形で条例の裏づけのもとに一般の市民の方に情報提供をされるというところでとめられている自治体とさまざまある中、要綱があるからいいんだではなくて、ある意味やっぱり町の最高法規の条例を制定すべきではないのかというふうに私は思いますが、いま一度その点に関しご意見をお伺いしたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

今のお話は条例をとということなんですけれども、そうした場合にはどこまでの条例かということですね。当然そういうことが出てくると思えます。そうした場合に、さっき言った空き家と別の取り壊しとか、そういった代執行とかになってきた場合、そのときに最後の落としどころといいますか、結論をどうするかという問題が当然出てきます。代執行した場合には金が取れるのかという、言ってみればそういう具体のそういういったことの課題は当然出てくるわけでございます。

ですから一本でそれがという方法も、議員はそういうお考えかもしれませんが、その方法としてはあるというふうに思っておりますが、それが全て一本でいいのかどうかというのは、いろいろ考える余地がまだまだまだあるというふうに思います。

議 長 (馬場久雄君)

浅野俊彦君。

9 番 (浅野俊彦君)

さまざまのラインまで条例化するか、一本の条例でいうのかという部分、確かに課題があるのは私も認識をしておりますし、ただ、今後特に人口減少化に入っていく中、周りを見ても、私も市街化調整区域の中に住居を置いておるわけでありましたが、隣近所の集落を見ていったときにやっぱりさまざま、本題のほうの話になりますけれども、住民が本当にいなくなっていくんじゃないのかという部分を非常に危惧しておる中、何らかやっぱり今からその指針をつくるなりという必要があるであろうなというふうな思いがあって、今回この件で町長と議論をさせていただきたいと思っておるわけでありまして、2要旨目に入るわけでありましてけれども、市街化調整区域内の空き家の軒数ということで、全体で136軒、市街化調整区域内では29軒との軒数のご回答がありました。

同じく、今後の利用策をどのようにお考えになっているのかという部分で質問をさせていただきましたが、具体的な端的な回答がなかったので、いま一度ご回答を頂戴したいと思います。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

利用策ということでございますが、さっきのバンクというのはその一つの方法としてやっております。あとまた、この物件それぞれについては、それぞれの方がお持ちでございますして、所有権はそちらが持っておられるわけでございますから、町としていろいろな情報の提供とか、そういったお手伝いはできるわけでございますけれども、それらについてはその物件をお持ちの方々の考え方、そういったものの利用の仕方について町がどこまでお手伝いできるか、ご相談できるかということがありますけれども、基本的にはそこにいくんだというふうに思っています。

ただ、こういった利用ができますよ、こういった活用ができますよということの情報の提供とか、そういったことについては町としてもしっかりやっていかなければいけないというふうに思います。

議 長 (馬場久雄君)

浅野俊彦君。

9 番 (浅野俊彦君)

利活用の方向としては、それはもちろん地権者の方が同意をされれば空き家バンク等にも登録を行っていくというお話でありました。これは3要旨目の話につながっていくわけではありますけれども、ご承知のとおり市街化調整区域、ここに入っている不動産に関しては賃貸または売買という意味ではさまざまな規制がかかっているわけでありまして、ここを例外にするような取り組みがなければ、ある意味その建物を貸そうまたは売却してしまおうということが難しいお話であって、1問目のところで実際に空き家バンクをやられた課題として私が想定していたのは、例えば農地付きの住宅で地権者の方がどうしても農地込みじゃないと離さないという方がいらっしゃったり、または市街化調整区域にかかっているエリアなものですから、新たな方が引っ越してきて買うわけにはいかないとか、そういったような答えを本当は期待しておったところでありましたけれども、確かに一部の回答の中では相続人が決定せず、結果的に未登記の案件があったりということではなかなか進まないというのも、それも確かに一つの回答ではあると思うんですが、そういったところをさまざま解消していくためには、やっぱり市街化調整区域内の建物をどうしていくんだということを本当真剣に議論しなければならないタイミングではないのかなというふうな思いがあります。

仮に制度的に新たな方がもともとの宅地なんだからそこに建てられるというふうになったとしても、そういう建てたいんだという方がいらっしゃったとしても、実際の話は市街化調整区域でそこに家を建てるのに銀行等からローンで借りようと思っても、厳しい縛りがある市街化調整区域の中ではどうしても借入れの限度額が下げられてしまうとか、なぜならば万が一ローンが焦げついてしまった場合に、それに不動産価値があって、ではそれを銀行側が別の方に売却できるのかということそうならないとか、さまざま課題が今あるんじゃないかなというふうな思いがあります。

そういう中で、上位の都市計画法自体もこれまでも100回以上変更もされてきておる中、さまざま今後の動向を踏まえて見直しがされておるようでありましてけれども、ちなみに2016年12月に国土交通省のほうから市街化調整区域の古民家等を観光振興や定住促進で活用できるよう、開発許可制度の運用を弾力化するというような文書が出ております。そういった件に関して、直接、執行部サイド、町長の部局にも何らかその報告があったものなのか、それとも県はやはり介してという形でのご連絡であったのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

これは県を介してといたしますか、そういった情報についてはいただいております、実際そういったことでそれを実行して、今その活用をして、その利活用ができるように動いている物件もございます。

議 長 (馬場久雄君)

浅野俊彦君。

9 番 (浅野俊彦君)

あとは、やっぱり市街化調整区域の一つの意味としては、社会資本をある程度人が集中するエリアに集中したいということもまず法律の一つの意義でもあると思うんですけども、本町内をいろいろ見ていくと、結果的に市街化調整区域には建てられないので、とはいえ田舎暮らしもしたいという方々が南川ダムの奥のほうのいわゆる白地を購入されて、そこに住宅なり別荘を建てられているところで、ある意味ちょっと相反する部分も出てきているのかなという話を思う以上に、失礼かもしれませんが、山間部よりはもう少し平野部で、それなんだけれども市街化調整区域がゆえに一般の方が売買なり賃貸ができないような建物がふえてきている中で、私の住んでいる宮床山田地区も同じでありますけれども、どんどんどんどんやっぱり戸数が減っていく、イコール、地域の活力が下がっていってしまう。

今さまざま今年度から、先週の日曜日からですかね、イノシシ対策用の防除のネット作業なんかもやっているわけでありましてけれども、今はこの人数がまだいるからできるだろうけれども、今後これ以上減っていったら、そういった取り組みができるんだろうかという部分で非常に気にしております。

そういう意味で、確かに除外ルールのところでは原則及び例外ルールというものを本当に再度考える時期ではないのかなと思う中で、いろいろ取り組みをされている自治体も出てきているようでありましてけれども、さまざまなコネクションをお持ちの町長でいらっしゃるから、市街化調整区域内における活動、取り組みという中で何らかの新たな取り組みがありましたら、まずお聞かせをいただきたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

調整区域につきましては、そのとおり規制があるわけでございます。これを変えるということにつきましては基本的には県ということですので、この間、今行っております鶴巢の子育て支援住宅、あそこも市街化調整区域でございます。あそこにつきましても県の土木といろいろ打ち合わせをして、いろいろな課題があったわけですが、あそこでそういった形のものができるようになりました。落合も同じでございます。落合も同じように同じような形はできないので、また違った方法で取り組んで、そして今そういった形でやるような形、これは県のご協力、そういったものがあって、町の職員も大変苦勞して汗を流してできたところだというふうに思っております。

先ほど申しました古民家を利用してというものにつきましても、なかなかそういったことが難しかったんですが、今度、法の改正、観光といいますかね、あれは古民家を利用するあるいは地元の物産を使う、そういったものの条件の中で認められるということが出てきて、町でもそれを協力するという形で進めております。そういった状況があります。

議 長 （馬場久雄君）

浅野俊彦君。

9 番 （浅野俊彦君）

町内での事例というところで今お話を伺いました。本町も昭和45年のいわゆる線引き以降、ことしで48年目になるんですかね、それ以降も7回に及ぶ見直しは確かにされておるものの、今回、子育て支援住宅等の許可がおりたのは、やっぱり役所としてそういう事業をやりたいんだということがやっぱり認められた一番の要因であろうなという思いをする中、やはり他市町村でも同じような問題を抱え、さまざまな取り組みを考えていらっしゃるようであります。

一例として私も取り組み事項としてちょっと調べてみたのが、福岡県の福岡市になります。人口154万人を有する政令指定都市ではありますがけれども、やっぱり同じように市街化調整区域内のコミュニティーの維持が大分難しくなっているエリアがあって、ある意味指定の既存集落内に50軒以上の家があるようなエリアを指定して、あく

までも市街化調整区域を除外するのではなくて、例外ルールを定めて、ある意味販売はできないけれども賃貸はできるとか、いろいろ要件を緩め、人口減の対策を行おうとしている団体がございます。

ほかにもあるわけですが、一例として福岡市の情報をお伝えしたわけでありましてけれども、今後どうされるんですかというところで、質問に関しては県と相談をしながら研究してまいりたいというお話でありましたが、ぜひ具体的に福岡市がどんなような手続でどういう内容でやられたのかということも含め、県のほうとも協議をさせていただきながら、地域コミュニティー、特に田舎のほうをどうやって守っていくんだという部分を考える上では必要不可欠になるのではないかなというふうな思いがありますので、ぜひ調査をしていただきたいなというふうに思いますが、いかがですか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

情報をありがとうございます。50戸のエリアを決めてというのは、それはあるんです。そういった方法はもともとあります。それで福岡もそれをやったんでしょけれども、うちのほう、鶴巣とかもそういったものを利用しています。

ですから、いろいろな方法、規制がある中でその中で、言葉は悪い、抜け穴といえますか、やる方法というのをいろいろ工夫してやっているところです。これは町だけでできるものではなくて、県なり、場合によっては国も出てくるかもしれません。そういった方々とやって、いろいろな工夫をして、先ほど申しました落合、鶴巣につきましても、福岡でやった方法をこちらでもやっております。また、宮床では新しい方法をとってきた、できた。その辺を早速一緒にやっているということでございますので、そういったものに積極的に取り組んで、調整区域の中でもこういったことだったらできる、こういったことをどういうふうにすればできる、そういった工夫をしっかりとやっていきながら取り組んでいくということでございますし、現在も取り組んでおりますが、なおいろいろ情報がおありだと思えます。そういった情報も提供いただければ大変ありがたい。よろしく申し上げます。

議 長 （馬場久雄君）

浅野俊彦君。

9 番 (浅野俊彦君)

我々住んでいる人間もそうなのでありますが、市街化調整区域の中でやっぱりやれることという部分が、基本的にはその地に生まれた人しか住めないとか、いろいろ制約的なところは皆さん、いろいろ頭に入っているものの、どういった内容だったらできるんですよという逆転の発想の知らせもしていかないと、やっぱりその地域コミュニティはなかなか維持できないんじゃないのかなというふうな思いがありますが、福岡の事例でいくと、ワンポイント解説でこういうことならできますよという冊子をつくって配られていたりしておる中、行政サイドも一つのプロジェクトとして今取り組まれていて、前向きな動きをされているわけでありましてけれども、そういった取り組みも今何らかしないと、本当に市街化調整区域の人がいなくなってしまうんじゃないのかなという思いがありますけれども、そういった何ができるんだという部分を少し周知すべきではないのかなというふうな思いがありますが、その点をお伺いしたいと思うのと、あとあわせて、県と今後の取り組みを相談していくということですが、どういった場でどういうふうな議論をされていくようなお考えであるのか、どういった会議またはどういった機会を使ってお話をされていくお考えであるのかをお聞かせいただきたいと思います。

議長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

周知ということをございますけれども、福岡でそういったものを出しているというんですかね、これはいろいろなケースが、ケース・バイ・ケースですので、一概にこれだから全てこのとおり当てはまりますよというケースではないことが多いものですから、こちらからの情報提供はもちろんですけれども、こういったことをやりたい、こういったことを考えられないかということにつきましても、議員を通じても結構ですし、直接でも結構です。我々にお話をいただければ、それを一緒になって考えていく。我々も全てを知っているわけではございません。ですから、そういったものについてこういったことができないか、できるか、それを上位団体と相談といいますかね、そういったことをやっていきながら広げていくということになります。

それから、どういった場でということをございます、常に会議を開いてという状

況ではございません。我々は年1回は県の土木関係、仙台土木部長から課長、全部に集まってもらって打ち合わせといたしますか、意見の交換はやっております。それはしょっちゅうやれるわけではないので、年一遍ぐらいですけれども、あとはその各課に行つてこういう事例について、こういう案件についてどうやったらいいでしょうか、こういうのはどうでしょうか、そういった形で常に行き来をしながらやるということでございまして、改めてみんなが集まって会議をやって、やりましょうということも年1回しかそれはできていませんけれども、あとは常にそういったルートというか、これまでみんなが培ってきた関係がありますので、そういった中で情報交換あるいはアドバイスももらっています。県とはそういったことでは非常にいい関係にあるというふうに思っています。

議 長 (馬場久雄君)  
浅野俊彦君。

9 番 (浅野俊彦君)

年の1回のその会合の中で、その他打ち合わせ等でもいろいろお話をされているというお話でありましたけれども、1つだけもう1点、今の中で確認をしたかったのが、年に1回のその会合でもいいんですけれども、本町だけの問題じゃないと思うんですよ。仙塩都市広域圏に入られている市町村の市街化調整区域内の人口減少をどうやって食いとめるんだというような、そういった話題等で具体的にそういった年に1回の会合でも構わないんですが、県の担当者、土木事務所等と意見交換をされている状況であるのか、最後に1つ、この件に関してお伺いしたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)  
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

大和町でやっている場合には、仙塩都市圏までは行かないケースがあります。ただ、今回の見直し、市街化調整区域とかそういったことについては、当然その話が出てきますので、そういった話もするということです。ただ、基本的にはどうしても大和町の職員たちでやりますので、道路になれば例えば大衡仙台線等々に関してはそういった打ち合わせもしますけれどもということでございます。

また、その仙塩という考え方ですけれども、これは仙塩都市圏になりますので、そういう会議はその会議で別個にとり行われておるところでございまして、これについて大和町が中心になって仙塩都市でやりましょうということではなくて、仙塩の中の組織の中での打ち合わせといいますか、そういったことになります。

議 長 （馬場久雄君）  
浅野俊彦君。

9 番 （浅野俊彦君）  
私が今指摘させていただいたような、そういった問題意識はやっぱり各市町村長もお持ちであるというふうな理解でよろしいのか、いま一度お伺いしたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）  
問題意識というのはどういうことですか。（「このままでは減るんじゃないかと、本当にどうしようもなくなるんじゃないかと」の声あり）どうしようもなくなるかどうかというのはまた別として、そういったものは常に首長あるいは職員のみんが思っていて取り組んでおります。

議 長 （馬場久雄君）  
浅野俊彦君。

9 番 （浅野俊彦君）  
それでは、例外ルール等、本当に何らかの検討もなくしてなかなかコミュニティーは維持できないだろうという部分で、前向きな動向を期待しながら、2問目の質問に入らせていただきたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）  
ここで暫時休憩をします。（「わかりました」の声あり）  
休憩の時間は10分程度とし、再開は15時30分といたします。

午後 3 時 1 9 分 休 憩

午後 3 時 3 2 分 再 開

議 長 (馬場久雄君)

再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

9 番浅野俊彦君。2 件目からの質問をお願いします。

9 番 (浅野俊彦君)

それでは、2 件目の質問をいたします。

子ども(中学生または高校生)議会を継続開催してはということであります。

子ども議会は、将来を担う子供たちに自分の町の町政に関心を持ってもらい、自分の夢、希望を織りまぜながら行政に対する要望や質問を発表する機会を提供するとともに、子供の視点からの意見を今後の行政運営に反映させることを目的に、多くの自治体が継続開催しており、有効と考えますが、町長のご所見をお伺いしたいと思います。

1 つ、子ども議会は、町民の行政参画と行政ニーズの把握に有効では。

2 つ、町制施行55周年記念事業の一つとして、中学生議会が開催されました。継続するためにどのような課題があったのかであります。

3 つ、子ども議会等、率直な町民ニーズの把握の場を継続開催してはということでお伺いをいたします。

議 長 (馬場久雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、ただいまのご質問でございますが、児童生徒を対象としました模擬議会は全国各地の自治体で行われており、平成29年度の全国市議会議長会の調査によりますと、平成28年中に行ったのは180市、22.1%、同じく全国町村議会議長会の調査では187町村で20.2%となっており、約5分の1の自治体でいわゆる子ども議会を開催しております。

近隣自治体の状況でございますが、仙台管内で毎年行っているのは塩竈市と岩沼市であります。この2市は主催が市ではなくて市民団体と青年会議所が行い、行政が後援し、協力して行っているものでございます。また、多賀城市では平成19年から4年間行いましたが、東日本大震災以降、中止となっております。

本町では、中学生議会としまして、町制施行50周年記念事業として平成17年10月に開催し、翌年には平成19年4月の中学校再編も控えておりましたことから、中学生議会並びに交流会として開催いたしました。さらに、平成22年度に町制施行55周年記念事業として3回目の中学生議会を行っております。

1 要旨目の子ども議会は町民の行政参画と行政ニーズの把握に有効であるとのこと質問ですが、未来を担う児童生徒が議会で本町の将来について考えたことを質問や提案することは、政治への関心を深めていただき、社会参画への態度や意欲を培うことは有効と考えます。また、子ども議会で町に対する質問を考えることは、学校はもとより家庭でも話題となり、行政に対するニーズの把握に一部つながるものとは考えられます。さらに、保護者を初め町民の皆様に児童生徒の活躍を傍聴してもらうことや、広報紙での報告で行政や議会との取り組みを身近なものに感じてもらうこともできると考えます。

次に、2 要旨目の継続するための課題でございます。1 回目と3 回目は町制施行の周年事業、2 回目は中学校再編のための交流事業の目的から開催しておりましたことが理由として挙げられます。平成27年度の町制施行60周年の際にも実施検討はされましたが、児童生徒を対象とした事業は志教育の一環として、自分たちの夢、希望や志を発表することにより、ふるさと大和町への関心を高めることを目的としました「夢と希望と志を語る会」を記念事業として実施いたしました。それ以上の児童生徒の対象事業の実施は、授業時間確保への支障があること等の理由から、中学生議会の開催は見送ったものでありますが、夢と希望と志を語る会はそれ以降、毎年開催しております。

3 要旨目の子ども議会と率直な住民ニーズの把握の場を継続開催してはのご質問ですが、児童生徒が議会制民主主義を理解するよい機会となることは理解しております。住民のニーズの把握の場としまして、議会や行政区、各種団体、職員等からの意見などを把握の場と考えておりますが、子ども議会により児童生徒の視点からの意見や考えは大切であることも十分認識しております。子ども議会開催につきましては、継続的な開催ではなくて、記念事業等として考えていきたいと思っております。

以上です。

議 長 (馬場久雄君)

浅野俊彦君。

9 番 (浅野俊彦君)

まず1要旨目になりますけれども、全国各地での開催状況等をお調べいただいたわけではありますが、全国の自治体の5分の1で実行されており、仙台管内での実施状況もご回答がありました。継続されている塩竈市、岩沼市では市民団体と青年会議所が主として開催をされているというふうな取り組みになっておるようでもありますけれども、1件目のまずは有効であるかということに関しましては、有効であるということでのご回答でありまして、私もまさに有効であろうなど。

特に私も下の子が来年の春の成人式を迎えるわけでもありますけれども、それまでは比較的、高校生の子へ、または娘が中学時代から議員をやらせていただいている関係もあって、さまざま中学生の声または上の子の高校生の声とか、その友人の声を含めていろいろな声を聞く機会があったわけではありますが、だんだん大人になってくるとなかなか会話もしてもらえないのかもわかりませんが、そういった会話が少なくなるなどというふうな思いもある中、さまざま起債事業を考えれば、将来、善良なる町民として勤労の義務を果たしていただき、なおかつ納税の義務を果たしていただく将来の子供たちに直結していく事業とかでもある中、やっぱりいかに特殊出生率を上げていくかということも考えた中では、やっぱり若い女性の方なり若い子供さん方に町の将来像に興味を持っていただくということで、ある意味、予算財政的なところの裏づけもない中、この闊達な自由な発想というものも有効ではないのかなというふうな思いがありますけれども、私として実際に子ども議会を傍聴した経緯もない中、実際に体験された町長としてさまざま中学生の視点での鋭い質問等もあったのではないのかなというふうな思いがありますが、まず開催を以前された際の率直な感想などをちょっとお聞かせいただければというふうに思います。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

子ども議会という言い方がいいのかどうかあれですけども、中学生の皆さんとの

議会、有意義であるというふうに思っています。それぞれ準備をしっかりとってもらって来られまして、個人の意見ではなくてクラスなり、そういったところのまとめた意見ということで提言をいただいております。

ここにそのころの目次というものもあるんですが、例えば「これからのまちづくりと予防接種について」とか「インフルエンザ予防接種に伴う助成制度について」とか、あとこれは「吉田地区の森林の活用」、「大地震が起きたときのシミュレーションを確認する」とかといって、予防接種は議員も質問されましたけれども、地震のシミュレーションとかはなかなか出てこないといえますか、そういうものがあって、そういう見方、視点もあるんだなど、こういうことも考えているんだなどというふうな思いがありました。

2回のうち1回は中学校の再編の課題がありましたので、そのときにはどうしても中学校の再編についてと。それにつきましても、どうしても大人の感覚から見た意見と親御さんから見た意見と生徒、自分たちの意見というのはいろいろ違うといえますか、さまざまな角度からあるということでも聞かせていただいて、質問させてもらって、答えるほうも本当に何といえますか、すばらしい意見だなということも認識したところでございます。

議長 （馬場久雄君）  
浅野俊彦君。

9 番 （浅野俊彦君）

さまざま大人びた質問も中にはあったようではありますが、本当に制約がない中で、本当にここで生まれてまたはここで学生時代を過ごしたお子さん方が将来的にやっぱりこの町に住みたいんだということはどういう考えをお持ちなのかという部分を、ある意味型にはまった形ではなくて、やっぱり何らか聞ける場を考えていかなければならないのかなというふうな思いがあります。自分では年をとったつもりはないものの、やっぱりことしで49歳になりましたので、そういった意味ではやっぱり今の中学生なりから見ればなかなかやっぱり物は言えないんだろうなというふうな思いも感じております。

そういう中で、型にはまった議会がいいのかといえば、必ずしもそうでもないかもわかりませんが、ほかの方法もあるかもわかりませんが、必要ではないかなというふうに思った中であります。

そういう中で、記念事業として行ったものの、実際には継続開催をするに当たってはなかなか授業時間の確保が難しいという課題があるということも確かであろうなどというふうな思いもあります。

一方で、夏休みとか冬休みの期間なりを利用しながら、ある意味社会の授業のアクティブラーニングだと思うんですよね。本当の意味でのアクティブラーニングになるのではないのかなというふうな思いがあるのと、期待する部分としてはそういった経験なりを踏まえた子が将来的に役場の職員になって、実際に実践したいんだとか、または、いやいや、議員になって実際の議会運営に携わりたいんだ、または、いやいや、町長になって町政にあずかりたいんだという、そういう子供のそういった意識づけができる、そういった意識を持たれるお子さん方もいるのではないのかなというふうな思いからすると、でき得れば何かの機会をもとに継続開催をしていただける機会があればなというふうな思いでありますけれども、なかなか授業の時間との調整という部分もいろいろ考慮していただきながら考えていただきたいなというふうな思いがある中、3要旨目に入るわけでありましてけれども、子ども議会等ということで、あえて「等」ということで質問させていただいたのが、子ども議会も一つの方法であるというふうな思いもある中、9月になります、大和中の3年2組だったでしょうかね、トークフォークダンスというものを地元の方が企画をされて、たまたま議員も何人か出席してみないかなんて言われて出席をさせていただきました。たわいもない話題を1分間という決まった時間をもとに、最初はその場が和むような身近な話題から最終的にはこの町に何が欲しいとか、どういうふうな町を望むんだみたいな、そういった話になるわけですが、この1分間と決まった時間の中でフォークダンスでぐるぐる回るように生徒たちがぐるぐる回って行って、いろいろな大人のいろいろな意見を、自分も言って自分も聞いてみたい、そんな取り組みもありました。1時間程度で済むような内容でありましたけれども、そういった制約がない中でも何らか今後のまちづくりに対するヒントというのは存在しているのかなというふうな思いもあった中、やっぱり今この町の中学生たちが最も欲しいもの、改善してほしいものという意味では、5人ぐらいの子と回ったわけでありまして、やっぱり交通アクセスというような答えが非常に多かったのも現状でありまして、たまたまその場に私のめいっ子もいたわけですが、めいっ子に当たらないように別な場所を選んだわけでありまして、さまざまその子らはその子らの年代で本当に真剣に中身を考えているんですよね。何かこの子は意外と何かちゃらちゃらしているのかなというふうな思いでいて実際に話をしてみると、さまざまいろいろなヒントになるようなものを出してくれたりという意味で、

トークフォークダンスというようなそういった取り組みもあつたりしました。

子ども議会を一つの例として挙げたわけではありますが、何かの形で、選挙年齢も今度、有権者の年齢が18歳に下がっておるわけではありますけれども、やっぱり政治に関心を持っていただいて、本当に行政のほうにアイデア出しから参画をしていただくという意味合いでも非常に有意義であろうという部分は町長も同じお考えではないのかなと思いますので、子ども議会に限らず、これも含めて何らかの意見交換の場という部分を模索いただきたいというふうに思いますが、最後に総括したご意見をお伺いしたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

子供さんたちの意見を聞く場といいますか、そういうことでこれは大切だというふうに思っています。先ほども申しました子供たちがどういったことを考えているのか、交通の問題とか、あとはよく出てくるのは遊ぶ場所が欲しいとか、ゲームセンターが欲しいとかいろいろな話が出てくるので、そういった意見を聞く場というのは大切だと思っています。

継続的に今やっているのが、さっき申しましたけれども、夢と希望と志を語る会、これは議員もご存じだと思いますけれども、まほろばホールに集まってもらって、そして各学校の代表が夢、志を語る。そのときにアスリートに来てもらってお話を聞いたりということで、あれは毎年継続してやっております。ああいった場も一つだというふうに思います。

それから、さっきトークフォークダンスですか、そういったことも学校学校、それは独自に研究、時間のない中で本当に時数が決まった中でそういうことをされているということで、そういったことには本当感謝したいというふうに思っています。

いろいろな機会にそういった場を設けてもらうということ、子供たちに考えてもらう機会をつくってもらうということですね。このことは非常に大切だと思っておりますし、また、そういったことについてのご意見とかそういったもの、直接ではなくてもそういった意見があった、こういうお話があったということをお教へてもらう方法とか、そういったことも考えながら子供さんたちの意見をしっかり聞いて、子供たちがそれこそ夢と志と希望を持っているまちづくりといいますかね、こっちもそういったもの

の役に立てるような努力はしていかなければいけないというふうに思っております。  
以上です。

議 長 （馬場久雄君）  
浅野俊彦君。

9 番 （浅野俊彦君）  
以上で私の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

議 長 （馬場久雄君）  
以上で浅野俊彦君の一般質問を終わります。  
お諮りします。本日はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開はあしたの午前10時です。

大変お疲れさまでした。ご苦労さまでした。

午後 3 時 5 1 分 延 会